【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月27日
【事業年度】	第17期(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)
【会社名】	株式会社ＦＩＸＥＲ
【英訳名】	ＦＩＸＥＲ　Ｉｎｃ.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　松岡　清一
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目２番３号
【電話番号】	03-3455-7755
【事務連絡者氏名】	取締役　磐前　豪
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目２番３号
【電話番号】	03-3455-7755
【事務連絡者氏名】	取締役　磐前　豪
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月		2022年８月	2023年８月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
売上高	(百万円)	―	―	―	3,980	3,122
経常損失(△)	(百万円)	―	―	―	△1,719	△2,310
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	―	―	―	△2,117	△2,302
包括利益	(百万円)	―	―	―	△2,120	△2,347
純資産額	(百万円)	―	―	―	3,807	1,862
総資産額	(百万円)	―	―	―	4,493	2,381
１株当たり純資産額	(円)	―	―	―	254.09	118.75
１株当たり当期純損失(△)	(円)	―	―	―	△143.22	△151.80
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	―	―	―	83.7	78.1
自己資本利益率	(%)	―	―	―	△56.3	△81.9
株価収益率	(倍)	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	―	―	―	△1,047	△2,239
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	―	―	―	△65	△40
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	―	―	―	43	398
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	―	―	―	3,085	1,202
従業員数	(名)	―	―	―	357	288

(注) １．第16期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
２．第16期及び第17期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
３．第16期の自己資本利益率については、連結初年度のため期末自己資本に基づいて記載しております。
４．第16期及び第17期の株価収益率については、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
５．第16期及び第17期において、税金等調整前当期純損失を計上したことにより、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなっております。
６．従業員数は就業人員であり、従業員数には執行役員を含んでおりません。なお、平均臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月		2022年８月	2023年８月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
売上高	(百万円)	11,360	11,049	6,468	3,982	3,213
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	2,391	2,089	266	△1,712	△2,205
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	1,495	1,382	156	△2,114	△2,293
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	―	―	―	―	―
資本金	(百万円)	650	1,212	1,213	1,214	1,415
発行済株式総数	(株)	13,663,200	14,753,400	14,776,200	14,798,100	15,664,000
純資産額	(百万円)	3,211	5,718	5,877	3,764	1,874
総資産額	(百万円)	7,188	7,140	6,590	4,450	2,393
１株当たり純資産額	(円)	234.96	387.53	397.64	254.31	119.52
１株当たり配当額(１株当たり中間配当額)	(円)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	(円)	109.44	95.01	10.59	△142.99	△151.22
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	―	88.50	9.94	―	―
自己資本比率	(%)	44.7	80.1	89.2	84.6	78.2
自己資本利益率	(%)	60.7	31.0	2.7	△43.9	△81.4
株価収益率	(倍)	―	17.4	102.0	―	―
配当性向	(%)	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,478	539	△626	―	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△101	△415	△34	―	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△155	1,024	△18	―	―
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	3,685	4,833	4,154	―	―
従業員数	(名)	195	269	326	357	288
株主総利回り (比較指標：東証グロース市場250指数)	(%) (%)	― (―)	― (―)	65.4 (88.0)	34.8 (102.7)	25.6 (106.8)
最高株価	(円)	―	3,095	1,770	1,112	665
最低株価	(円)	―	1,310	850	487	227

(注) １．持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
２．当社は、2022年６月２日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失を算定しております。
３．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

４．第13期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場でありましたので、期中平均株価が把握できず記載しておりません。
５．第14期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、当社株式が2022年10月６日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、新規上場日から第14期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
６．第16期及び第17期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
７．第13期の株価収益率については、当社株式は非上場でありましたので、記載しておりません。
８．第16期及び第17期の株価収益率については、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
９．第15期においては、主に売上高の減少に伴う税引前当期純利益の減少により営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなっております。
10. 従業員数は就業人員であり、従業員数には執行役員を含んでおりません。なお、平均臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
11. 第13期及び第14期の株主総利回り及び比較指標については、2022年10月６日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、記載しておりません。第15期から第17期の株主総利回り及び比較指標は、2023年８月期末を基準として算定しております。
12. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。ただし、当社株式は2022年10月６日から東京証券取引所グロース市場に上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。
13. 第16期より連結財務諸表を作成しているため、第16期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

２ 【沿革】

当社の代表取締役社長である松岡清一は、クラウド上におけるWeb制作事業とデジタルマーケティング事業を展開することを目的として2008年９月に株式会社FIXERを設立し、翌2009年11月より「Technology to FIX your challenges.」という企業理念を実現すべく、東京都港区において本格的な事業活動を開始しました。

年月	概要
2008年９月	株式会社FIXERを設立
2009年11月	パブリッククラウド（※１）の構築・運用事業を開始
2012年１月	パブリッククラウドのマネージドサービスcloud.configの提供を開始
2015年７月	Microsoft 米国本社よりMicrosoft Azure Cloud Solution Provider(CSP) （※２）制度設立時のパートナーとして認定（日本国内における設立時のパートナーは当社のみ）
2015年11月	三重県津市に開発拠点であるFIXERクラウドセンターを開設。三重県の本社機能移転促進補助金の第１号適用案件
2016年４月	名古屋市中区に名古屋事業所を開設（2022年４月に名古屋市中村区へ移転）
2019年６月	FIXERクラウドセンターを三重県四日市市に移転し、四日市事業所を開設
2019年７月	Microsoft Azureのマネージドサービスを提供するパートナーの最高位認定「Azure Expert MSP（※３）」を取得
2019年９月	当社が開発したクラウドによるインターネットバンキングサービス「北國クラウドバンキング」が稼働開始
2019年11月	株式会社北國銀行がシステム開発力の向上を目的として設立した株式会社デジタルバリューに共同出資
2020年２月	未来創生２号ファンド、株式会社北國銀行から11億9,934万円の資金を調達
2020年２月	三重県四日市市に、高度IT人材育成に資するための教育施設であるクラウドAIスクールを開設し、企業や市民向けにクラウド・AIの実践的な教育プログラムを提供開始
2020年５月	当社が構築した「新型コロナウイルス感染者情報管理・共有システム（HER-SYS）」を厚生労働省が稼働開始
2020年５月	三重県四日市市と「高度IT人材育成にかかる連携協定」を締結
2021年３月	三重県四日市市と「LINEを活用した行政サービス提供事業に関する連携協定」を締結
2022年10月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2023年４月	エンタープライズ向け生成型AIサービス「GaiXer」の提供開始
2023年５月	三重県津市に津事業所を開設
2025年３月	子会社である株式会社メディカルAIソリューションズを設立
2025年４月	株式会社フジタ・イノベーション・キャピタルとの合弁契約を締結
2025年５月	医療業務支援に特化した生成AIエージェントサービス「GaiXer Medical Agent」の提供開始
2026年２月	医療機関の医事課業務の効率化と経営改善を支援するサービス「AI医事課長」の提供開
2026年４月	オンプレミス型生成AI「Sovereign GaiXer」の提供開始
2026年７月	GaiXer、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度「ISMAP-LIU」クラウドサービスリストに登録
2026年８月	テレビ番組やCMの考査業務を支援するAI考査システム「GaiXer Review Agent」の提供開始
2026年11月	NVIDIA Partner Networkに「Solution Advisor」として参画

※ １．広く一般のユーザーや企業向けにクラウドコンピューティング環境をインターネット経由で提供するサービスのことを指します。
２．Cloud Solution Provider（CSP）とは、米Microsoft社がシステム開発事業者向けに実施している、業務用クラウドサービスの再販売制度のことを指します。Microsoft Azure Cloud Solution Provider(CSP)は、Microsoft のクラウド サービス (Azure) を顧客に提供することができます。クラウドの構築から保守・運用までを担い、顧客のサポートを行うことで、顧客との関係を継続・発展させていきます。CSPは価格や条件を設定して顧客に販売し、直接請求を行います。
３．Microsoft Azureパートナーの最高位であるAzure Expert MSPは、Microsoft Azureのマネージドサービスの提供で、高い業績を上げているパートナーをスペシャリストとしてMicrosoft社が認定する制度です。認定の取得には、専門性や導入実績に関する第三者機関の監査を受ける必要があります。Azure Expert MSPに認定されたパートナーは、Microsoftから優先的に案件の紹介を得ることができます。また、Azureにおける新しいサービスを利用する際に開発のサポートを受けられる、最新情報を得られるといった特典があります。
４．用語の解説については、第１ 企業の概況　３ 事業の内容 ［用語解説］を参照ください。

３ 【事業の内容】

当社グループは、クラウドサービス事業の単一セグメントとして、クラウドネイティブ（※１）なエンタープライズシステム（※２）の設計、構築及び運用を中核に、パブリッククラウド（※３）のリセール、マネージドサービス、SaaS（※４）及び生成AIを活用したサービスを提供しております。

エンタープライズシステムとは、企業、政府及び自治体等の業務を支える基幹システムを指し、データの永続性が求められることから、信頼性、可用性、保守性、保全性及び機密性等の要件を満たすことが必要となります。

当社グループは、Microsoft Azureを中心とするパブリッククラウドに加え、組織内の閉域ネットワークで利用可能なオンプレミス（※５）環境にも対応し、情報システムの企画、設計、構築、移行、運用及び保守までを一貫して提供しております。

また、クラウドインテグレーションを起点に、マネージドサービス及びSaaSのサービス展開を進めてきたほか、これまで培ったクラウド技術及びエンタープライズシステムの構築・運用ノウハウを生成AI事業に適用しております。

現在は、クラウド型生成AIプラットフォーム「GaiXer」、オンプレミス型生成AIサービス「Sovereign GaiXer（ソブリン ガイザー）」（※６）、医療業務支援サービス及び映像分野向けAIサービス等を展開し、クラウドインテグレーションにとどまらない事業展開を進めております。

また、クラウドインテグレーションを起点に、マネージドサービス及びSaaSのサービス展開を進めてきたほか、これまで培ったクラウド技術及びエンタープライズシステムの構築・運用ノウハウを生成AI事業に適用しております。

＜これまでの実績＞

当社は、パブリッククラウドであるMicrosoft Azureが日本で本格的にサービスを開始する以前の2009年11月６日に創業し、2010年の同サービスの日本での正式開始以降、エンタープライズシステムのクラウド化に関する事例を積み重ねてまいりました。

主要なパブリッククラウドのうち、当社グループは主としてMicrosoft Azureを取り扱っております。日本国内で正式にリリースされる以前から同サービスの技術検証に着手し、正式リリース後も、企業、政府、自治体及び金融機関等における導入実績を積み重ねてまいりました。

Microsoft社からも当社の実績を評価され、2015年にはMicrosoft Azureの販売資格であるCloud Solution Provider（CSP）Programの開始時に、世界26社のうちの１社として認定されました。また、2017年にはMicrosoft Country Partner of the Yearを受賞し、2021年にはMicrosoft Partner of the Year AwardのCloud Native App Developmentカテゴリーを受賞しました。

その後も、2022年にはMicrosoft Japan Partner of the YearのModernizing Applications Award、2024年にはGovernment Award及びHealthcare and Life Sciences Award、2025年にはInclusion Changemaker Awardを受賞しております。

また、2019年にはAzure Expert MSPの認定を取得しております。

Microsoft Azure以外のパブリッククラウドについても取り扱っており、AWSについては、2025年12月にAWS Partner NetworkにおけるAdvanced Tier Services Partnerの認定を取得しております。

＜当社が提供するサービスの変遷＞

創業当時、クラウドに対する市場の認知度や信頼性が十分に確立されていなかった時期から、当社は顧客企業のデジタルマーケティングやWeb制作を支援するとともに、クラウドの可用性及び拡張性を活用した高負荷なWebサイトをパブリッククラウド上に構築するなど、導入実績及び技術的な知見を積み上げてまいりました。

こうした知見をもとに、動画配信及びソーシャルゲーム配信等の大規模コンテンツ配信基盤へ事業を拡大し、2013年頃からは、大手飲料メーカーのコマーシャル動画配信基盤や、大手ゲーム会社のモバイル端末向けゲームタイトル等、大規模コンテンツ配信案件におけるパブリッククラウドの適用を進めてまいりました。

その後、AIチャットボットの構築、ビッグデータ分析基盤及び業務自動化基盤等の案件にも取り組み、これらの技術及びノウハウを基に、金融機関、政府及び自治体等のエンタープライズシステムの構築・運用へと事業領域を拡大してまいりました。

近年では、金融機関、政府及び自治体のエンタープライズシステムの構築・運用経験と、クラウドサービスとして提供されるAIに関する研究開発の知見を活用し、生成AIを利用したエンタープライズAGIプラットフォーム「GaiXer」の提供を開始しました。

「GaiXer」は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度であるISMAP-LIUクラウドサービスリスト（※７）に登録され、官公庁及び自治体等における利用に向けた信頼性の向上を図っております。

さらに、「GaiXer」の提供を通じて培った技術及びノウハウを基に、医療業務支援に特化した生成AIエージェントサービス「GaiXer Medical Agent」の提供を開始しました。

加えて、2026年には、診療報酬請求情報の管理、集計及び分析を支援する「AI医事課長」（※８）の提供を開始し、査定・返戻分析機能及びAIレポート機能等の追加により、医療機関における医事課業務の効率化を進めております。

オンプレミス型生成AIサービス「Sovereign GaiXer」については、2026年8月期に製品化を完了しました。同サービスは、組織内の閉域ネットワークで生成AIを利用することが可能であり、個人情報及び機密情報を扱う企業、政府、自治体、医療機関等への導入を進めております。

2026年８月には、埼玉県草加市において全国の自治体で初となる導入が開始されました。また、「デジタル化・AI導入補助金2026」の対象ITツールに登録されたほか、伊賀市と共同開発した情報公開文書のマスキング支援アプリを標準搭載するなど、機密情報を扱う業務への適用領域を拡大しております。

動画分野においては、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社と、テレビ番組及びテレビCMの考査業務を支援する「GaiXer Review Agent」を共同開発し、外部提供を開始しました。同サービスは、映像、音声、台本及び絵コンテ等を解析し、放送基準及び関係法令に照らした確認結果を提示することで、考査業務の効率化及び判断の標準化を支援するものです。

＜事業間の関係性＞

当社グループは、①プロジェクト型サービスにより新規システムの開発又は既存システムのクラウド移行を行い、構築したシステムに関連するクラウドサービス及びソフトウエアライセンスの②リセール、③マネージドサービスによる保守・運用を提供しております。

さらに、プロジェクト型サービス及びマネージドサービスを通じて蓄積した技術及び業務知見を基に、④SaaS及び生成AIサービスを提供しております。



各事業の詳細は以下のとおりです。

①　プロジェクト型サービス

プロジェクト型サービスでは、顧客の要件及び要望に基づき、新規システムの開発又は既存システムのクラウド移行を行っております。

前工程で確定した仕様をもとに後工程を進めるウォーターフォール型（※９）の開発手法では、開発途中で発見された仕様上の矛盾や顧客ニーズの変化に対応するために、大きな手戻りや追加コストが発生する場合があります。

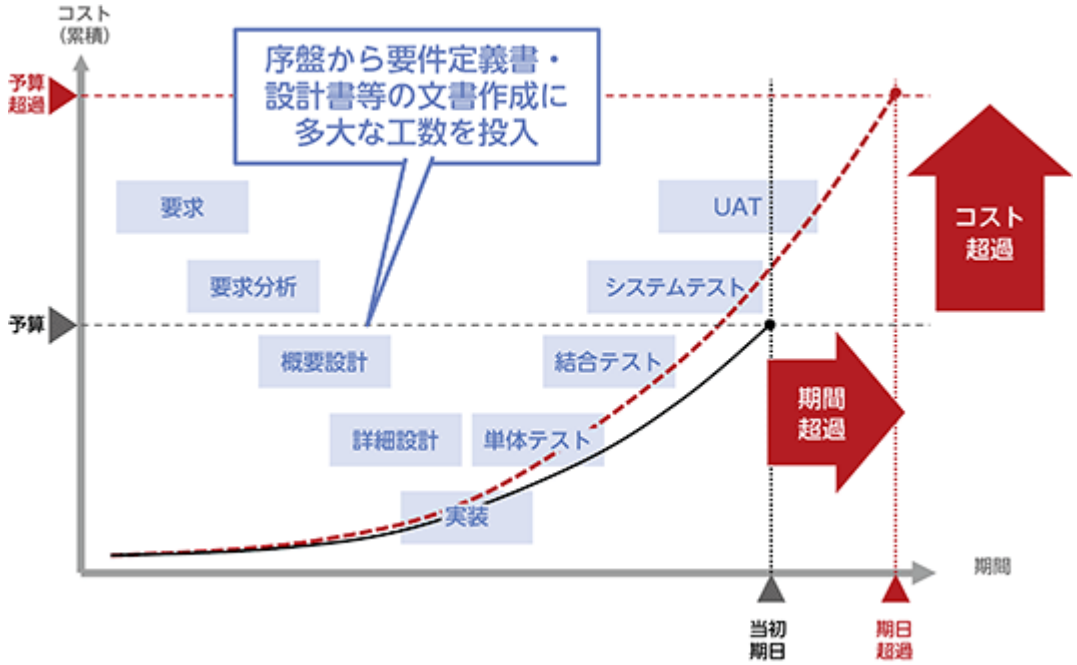

これに対して、クラウドのシステム基盤は、必要なリソースを柔軟に調達でき、不要になったインフラを停止又は廃棄することが可能です。当社グループは、このクラウドの柔軟性を活用し、プロジェクト初期段階から実際の利用環境に近いシステム基盤上で開発及び検証を繰り返すアジャイル型の開発を進めております。

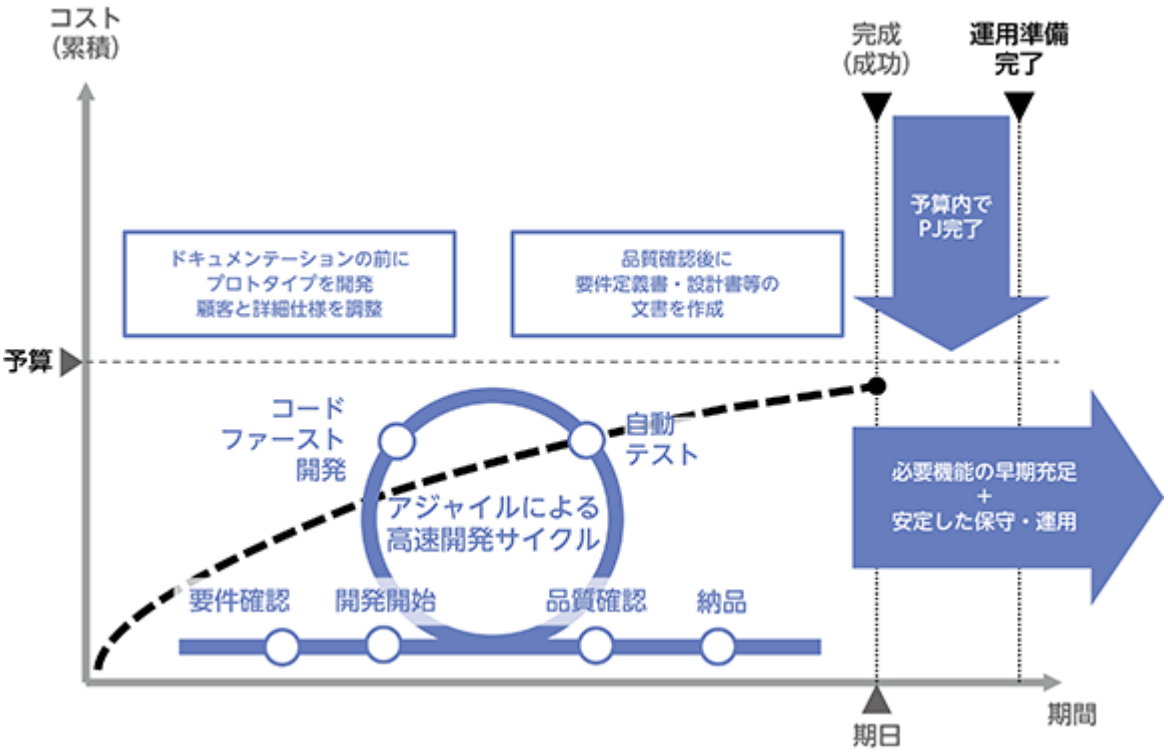

当社のプロジェクト型サービスでは、新規システム開発及びクラウド移行のいずれの場合においても、コードファースト（※10）及びフロントローディング型（※11）のプロジェクト進行を取り入れ、顧客の要求と技術仕様の不整合を早期に把握するとともに、後工程における手戻り及び期間・コストの増大リスクを抑制しております。

当社グループは、クラウドネイティブな開発手法を前提に、顧客との直接契約によるプライム案件を含むシステム開発案件に取り組んでおります。

プロジェクト型サービスには、以下のような事例があります。

- 株式会社北國銀行の「北國クラウドバンキング」をMicrosoft Azure上で新規構築し、正式稼働後は当社のマネージドサービスにより運用を継続しております。
- 厚生労働省の「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）（※12）」の新規システム開発において、クラウドネイティブな開発手法を採用し、着手から約３週間で初回納品を実現しました。また、全国の利用者向けにヘルプデスクを開設し、運用サポートを実施しました。
- 国立がん研究センターの「全国がん登録」のクラウド移行において、Microsoft Cloud Adoption Framework forAzure（CAF）（※13）に基づく戦略を立案し、クラウド移行を実施しました。
- 大阪・関西万博の公式アプリ及びWebサービス「EXPO 2025 Visitors」の開発に携わり、大規模な利用者を想定した情報提供基盤を構築しました。

② リセール

リセールでは、Microsoft、AWS等のパブリッククラウドベンダー及び各種ソフトウエアサービスを提供するベンダーから、クラウドサービス及びソフトウエアライセンスを仕入れ、顧客に販売しております。

主要なリセール商材としては、Microsoft Azure、Microsoft 365及びMicrosoft Power Platform等を取り扱っております。また、AWSについても取り扱っております。

Microsoft Azureについては、Microsoftとの契約に基づいて定められた価格により仕入及び販売を行っております。

当社グループは、クラウドサービス及びソフトウエアライセンスの単純な仕入れ・販売にとどまらず、最新の技術情報、導入支援、教育及び顧客サポート等を組み合わせることで、顧客がクラウドサービスを継続的かつ有効に活用できるよう支援しております。

③ マネージドサービス

当社グループでは、一般的な保守・運用サービスに加え、クラウド環境における課題解決まで対応するマネージドサービスを「cloud.config」のブランドで展開しております。

現在は、Microsoft Azureを中心とするパブリッククラウドサービスの設計・構築、監視、保守、障害一次対応及びセキュリティ監視等を提供しており、顧客の要件に応じて24時間365日の運用体制にも対応しております。

当社グループは、Microsoft Cloud Adoption Framework for Azure（CAF）等の標準的なクラウド導入・運用の考え方を活用し、クラウド基盤の設計・構築・運用に関する知見を顧客に提供しております。

当社のマネージドサービスは、顧客の業種・業態ごとに求められる運用要件を取り入れながら発展してまいりました。サービス開始当初はWebサイト基盤を中心としておりましたが、その後、コマーシャル動画配信及びソーシャルゲームに求められる可用性・拡張性、大規模トランザクション（※14）への対応、金融機関及び行政機関に求められるセキュリティ要件等に対応してまいりました。

マネージドサービスは、エンタープライズシステムの保守・運用を行うストック型の契約モデルであり、システムのライフサイクルを通じて継続的なサービス提供が見込まれる事業です。

現在は、インフラ構築、監視及び運用における自動化、クラウド利用コストの適正化及び運用業務の効率化を進めております。

④　SaaS及び生成AIサービス

SaaS及び生成AIサービスでは、プロジェクト型サービスで開発したシステム及びマネージドサービスの提供を通じて把握した顧客ニーズの高い機能を共通化・プラットフォーム化し、サービスとして提供しております。

クラウド型生成AIプラットフォーム「GaiXer」では、セキュアな環境における生成AIの利用を支援し、業務情報の検索、文書作成、要約及び業務改善等に活用できる機能を提供しております。また、2026年にはISMAP-LIUクラウドサービスリストに登録されました。

オンプレミス型生成AIサービス「Sovereign GaiXer」では、ハードウェア、AI基盤及び業務アプリケーションを組み合わせ、組織内の閉域ネットワークで生成AIを利用できる環境を提供しております。これにより、個人情報及び機密情報を扱う業務においても、データを組織の管理下で処理することが可能となります。

医療分野では、医療文書の作成を支援する生成AIエージェントサービス「GaiXer Medical Agent」を提供しております。また、「AI医事課長」により、レセプト等の診療報酬請求情報の管理、集計及び分析を支援しております。

「AI医事課長」は、2026年７月時点で全国10の医療機関に導入・活用されており、査定・返戻分析機能を追加しております。さらに、2026年10月には、蓄積されたデータを基に経営分析レポートを自動生成するAIレポート機能を追加しました。

映像分野では、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社と共同開発した「GaiXer Review Agent」を提供しております。同サービスは、映像、音声、台本及び絵コンテ等を解析し、テレビ番組及びテレビCMの考査業務を支援するものです。

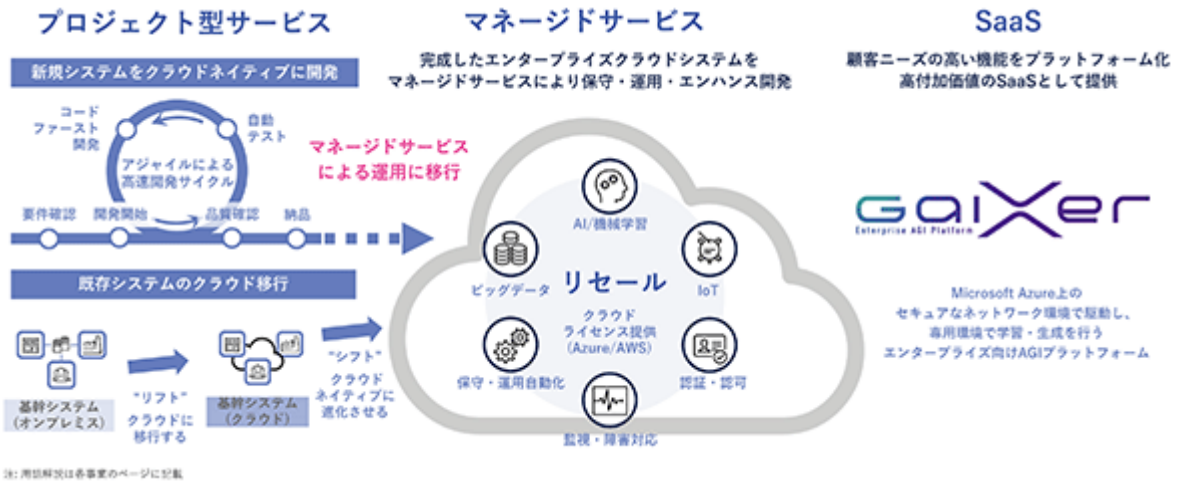

今後は、各業界の導入事例及び業務知見を業務特化型アプリケーションとして展開するとともに、販売、導入及び運用支援を一体化し、生成AIサービスの提供領域を拡大してまいります。

[用語解説]

※１　クラウドネイティブ：クラウドの特性を最大限に活用するためのアーキテクチャ及びシステム開発手法を指します。クラウド上で短いサイクルによる実装・テストを繰り返しながら、システムを設計、構築、保守及び運用していく考え方です。

※２　エンタープライズシステム：顧客管理、販売管理、在庫管理、営業支援、経理処理等の企業の基幹業務を支えるシステムを指します。

※３　パブリッククラウド：広く一般のユーザー又は企業が、インターネット等を通じて利用できるクラウドコンピューティングサービスを指します。代表的なサービス形態として、SaaS、IaaS及びPaaSがあります。IaaSはInfrastructure as a Serviceの略で、仮想サーバーやストレージ等のインフラを提供するサービスを指します。PaaSはPlatform as a Serviceの略で、アプリケーションの開発・実行環境等を提供するサービスを指します。

※４　SaaS：Software as a Serviceの略であり、ソフトウエアを利用者側に導入するのではなく、提供者側で稼働するソフトウエアを、インターネット等のネットワーク経由でサービスとして利用する形態を指します。

※５　オンプレミス：顧客又は組織が管理する施設内にサーバー及び関連機器を設置し、情報システムを運用する形態を指します。

※６　Sovereign GaiXer：組織内の閉域ネットワークで利用可能なオンプレミス型生成AIサービスを指します。AI基盤、ハードウェア及び業務アプリケーションを組み合わせて提供するサービスです。

※７　ISMAP-LIUクラウドサービスリスト：政府情報システムのためのセキュリティ評価制度であるISMAPにおける、比較的リスクの小さい業務及び情報を扱うクラウドサービスを対象とした登録制度を指します。

※８　AI医事課長：医療機関における診療報酬請求情報の管理、集計及び分析を支援する生成AIを活用した医療事務業務支援サービスを指します。

※９　ウォーターフォール：上流工程から下流工程へ順に進行し、原則として前工程に戻らないことを前提とするシステム開発手法を指します。

※10　コードファースト：実際に動作するソフトウエアやプロトタイプを先行して作成し、その検証結果を踏まえて要件及び仕様を具体化していく開発アプローチを指します。

※11　フロントローディング型：プロジェクトの初期段階で完成イメージ、技術的な課題及び実現可能性を検証し、後工程における仕様変更及び手戻りのリスクを低減する開発手法を指します。

※12　HER-SYS：厚生労働省の新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムを指します。

※13　Microsoft Cloud Adoption Framework for Azure（CAF）：Microsoftがクラウド移行及びクラウド活用に関する知見を体系化したフレームワークを指します。

※14　トランザクション：コンピュータシステムにおける、データに対する一連の処理を指します。

４ 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
（連結子会社） 株式会社メディカルAIソリューションズ	東京都港区	100	ヘルスケア関連のアプリケーション開発・保守、生成AIによる医療関連情報の利活用事業	51.0	当社サービスの販売先 役員の派遣

第２ 【事業の状況】

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

＜ビジョン＞

当社グループはビジョンを「FIXERのテクノロジーで日本中のDXを成就する」と定め、当社グループのコーポレートステートメントである「Technology to FIX your challenges.」と共に掲げております。

私たちFIXERはテクノロジーの力を信じています。情報化社会のビジネスシーンにおいて、DX（注１）というチャレンジの成功の鍵を握るのはテクノロジーです。コーポレートスローガンに込めた「FIX（＝成就）」とは、お客さまのチャレンジを実現し、事業の価値を高めることです。そして「your challenges」は、お客さまとFIXERの全従業員、あらゆるステークホルダーのチャレンジを示しています。

＜ミッション＞

当社グループのミッションは「日本のエンタープライズシステムにグローバル品質のクラウドパワーを」です。FIXER は2008年に設立されて以来、エンタープライズシステムのクラウド化の事例を発表し、日本におけるクラウドの黎明期からMicrosoft Azureの普及の一翼を担ってきたものと考えております。2018年に政府情報システムにおける基本方針としてクラウド・バイ・デフォルト原則（注２）が示されて以降、クラウド環境へのリフト（移行）＆シフト（進化）のニーズがますます高まるなかで、FIXERがこれまで培ってきたクラウドネイティブなテクノロジーで日本のDXを加速させてまいります。

［用語解説］

注１　DX（デジタルトランスフォーメーション）：データとデジタル技術を活用し、製品・サービス、業務、組織及びビジネスモデル等を変革して、新たな価値を生み出すことを指します。

注２　クラウド・バイ・デフォルト原則：政府情報システムを整備する際に、クラウドサービスの利用を第一候補として検討する原則を指します。

(2) 経営戦略等

＜経営戦略＞

当社グループは、クラウドネイティブ（※１）なエンタープライズシステム（※２）の設計・構築・運用等で培った技術力及びノウハウを基盤として、プロジェクト型サービス、クラウドサービス等のリセール、マネージドサービス並びにSaaS・生成AIサービスを提供しております。

これまで当社グループは、Microsoft Azureを中心とするパブリッククラウドを活用した大規模なエンタープライズシステムの構築を通じて、認証・認可、データベース、インフラストラクチャーの自動化、運用監視等に関する技術及びソフトウエア部品を蓄積してまいりました。現在は、これらの技術及びノウハウを、クラウド環境だけでなく、顧客のセキュリティ、データ管理及びコスト管理上の要件に応じたオンプレミス環境にも展開しております。

当社グループは、クラウドインテグレーションを収益基盤としつつ、自社開発の生成AIサービス及び業務特化型サービスを成長領域と位置付けております。クラウド型生成AIサービス「GaiXer（ガイザー）」に加え、組織内の閉域ネットワーク等でAI処理を完結できるオンプレミス型生成AIサービス「Sovereign GaiXer（ソブリン ガイザー）」(※３）を提供しております。

また、生成AIの技術及びノウハウを医療、行政、放送その他の業務領域に展開し、医療業務支援サービス「GaiXer Medical Agent」及び「AI医事課長」、テレビ番組・テレビCMの考査業務を支援する「GaiXer Review Agent」等、業務特化型の生成AIサービスの開発及び提供を進めております。

当社グループは、クラウドネイティブなシステム開発力、Microsoft Azureを中心としたクラウドサービスに関する専門性、エンタープライズシステムの構築・運用実績、生成AIを業務に組み込むための開発力を組み合わせ、企業、金融機関、政府及び自治体、医療機関等に対し、クラウド及びオンプレミスを含む複数の選択肢を提供することを目指しております。

＜経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等＞

当社グループは、事業の成長性、収益性、顧客基盤及び財務の健全性を総合的に把握するため、以下の指標を重視しております。

① 事業規模及び収益性

売上高、売上総利益及び売上総利益率を主要な指標としております。また、プロジェクト型サービス、リセール、マネージドサービス、クラウド型GaiXer、Sovereign GaiXer、医療AIサービス等のサービス別売上高及び売上構成を把握し、事業ポートフォリオの改善状況を確認しております。

② 顧客基盤及び契約の継続性

顧客企業数、サービス別の契約社数、契約更新率、解約率、既存顧客からの追加受注額を重視しております。特に、SaaS及び生成AIサービスについては、導入社数だけでなく、実際の利用状況、継続利用、業務への定着及び追加機能の利用状況を確認しております。

③ 受注及び販売パイプライン

プロジェクト型サービスにおける受注額、受注残高、受注から検収までの進捗状況（※４）を管理しております。また、Sovereign GaiXerについては、商談件数、販売パートナー数、受注見込額、納品・検収状況等を管理し、販売体制の構築状況を把握しております。

④ 生産性及び費用管理

従業員一人当たり売上高、従業員数、開発・営業・カスタマーサポート等の機能別人員構成、人件費、外注費及びその他販売費及び一般管理費を管理しております。事業規模に応じた人員配置及び固定費水準を適切に管理し、収益性の改善を図っております。

⑤ 財務及び資金繰り

営業活動によるキャッシュ・フロー、現金及び現金同等物、月次の資金収支、運転資金、売掛金の回収状況並びに資金調達の状況を重要な指標としております。特に、生成AI関連事業の事業化に伴う開発費、販売費及び人員配置を踏まえ、投資と収益化のバランスを管理しております。

2026年８月期においては、連結売上高3,122百万円、営業損失2,316百万円、親会社株主に帰属する当期純損失2,302百万円となりました。また、営業活動によるキャッシュ・フローは2,239百万円の支出となり、現金及び現金同等物の期末残高は1,202百万円となりました。

当社グループの従業員数は2026年８月末現在288名となっております。クラウド型GaiXerの契約社数は2026年８月末時点で80社となり、AI医事課長については2026年７月時点で10の医療機関に導入されております。

今後は、売上高及び売上総利益率に加え、生成AIサービスの契約社数、契約更新率及び解約率、Sovereign GaiXerの受注・検収状況、販売パートナー数、医療AIサービスの導入施設数、固定費及び営業活動によるキャッシュ・フロー等を組み合わせて、事業の進捗状況を管理してまいります。

＜優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題＞

① クラウド事業の収益基盤の再構築

当社グループは、Microsoft Azureを中心としたクラウドサービスの設計・構築・運用、クラウドサービスのリセール及びマネージドサービスを提供しております。リセール及びマネージドサービスは、継続的な契約に基づく収益基盤として一定の安定性を有しております。

一方、2026年８月期においては、前期まで業績を支えていた大規模なプロジェクト型サービス案件の終了等により、プロジェクト型サービスの売上高が減少しました。また、生成AIサービスについては、製品改善及びサポート体制の整備に時間を要したこと等により、契約社数が計画を下回りました。

このため、既存のプロジェクト型サービスについては、案件の採算性及び人員稼働を踏まえた案件選別を進めるとともに、中小規模の案件及び既存顧客からの追加受注の獲得に取り組んでまいります。また、リセール及びマネージドサービスについては、Microsoft Azure及びAWSを含むクラウドサービスに関する技術力を活用し、設計、構築、監視、運用及びセキュリティ対応を一体的に提供することで、継続的な顧客価値の向上を図ってまいります。

② Sovereign GaiXerの事業化及び販売体制の構築

近年、企業、政府及び自治体、医療機関等において生成AIの活用が進む一方、機密情報及び個人情報の取扱い、データの管理場所、外部ネットワークへの情報送信、従量課金による利用コスト等が導入上の課題となっております。

当社グループは、これらの課題に対応するため、組織内の閉域ネットワーク等でAI処理を完結できるオンプレミス型生成AIサービス「Sovereign GaiXer」の製品化を進め、2026年４月より正式受注を開始しました。2026年８月には、埼玉県草加市において全国の自治体として初となる導入が開始され、また、「デジタル化・AI導入補助金2026」の対象ITツールとして登録されました。

一方で、Sovereign GaiXerについては、販売チャネル及びインサイドセールス体制の構築に時間を要しており、今後の販売拡大に向けた営業体制の整備が課題となっております。

今後は、直接販売及び販売パートナーを通じた販売体制の確立、デモ環境及びトライアル環境の整備、自治体・企業における導入事例の蓄積、業務特化型アプリケーションの拡充並びに受注から納品・検収までの管理強化に取り組んでまいります。

③ 人材の確保、育成及び適切な人員配置

当社グループの事業を支えるのは、クラウド、ソフトウエア開発、生成AI、データ連携、セキュリティ、営業及び顧客サポートに関する人材であります。生成AIサービスの事業化においては、技術者だけでなく、顧客の業務課題を理解し、導入、運用及び利用定着まで支援できる人材が必要となります。

2026年８月期末の従業員数は288名となっており、事業環境及び収益状況を踏まえた人員配置の見直しを進めております。特に、Sovereign GaiXerを含む生成AI事業については、開発、製品管理、営業、販売パートナー支援及びカスタマーサクセスを一体的に整備する必要があります。

今後は、採用市場の状況及び事業の進捗を踏まえ、必要な人材を選別的に採用するとともに、社内人材の再配置及び教育を進めてまいります。また、若手人材の育成、クラウド及びAI関連資格の取得支援、外部人材及び海外人材の活用等を通じて、継続的に専門性を高めてまいります。

④ 事業ポートフォリオ及び顧客基盤の安定化

当社グループは、プロジェクト型サービスを通じて顧客のシステムを構築し、その後のリセール及びマネージドサービスにつなげ、さらにそこで得られた顧客ニーズ及び技術的知見をSaaS・生成AIサービスに反映する事業モデルを構築しております。

このモデルを持続的に機能させるためには、プロジェクト型サービス、リセール、マネージドサービス、クラウド型GaiXer、Sovereign GaiXer及び業務特化型AIサービスのそれぞれについて、採算性、継続性及び成長性を検証する必要があります。

また、2026年８月期においては、売上高上位10社の売上高構成比が高く、特定顧客への依存度が課題となっております。今後は、既存顧客への追加提案を進めるとともに、新規顧客の開拓、中小規模案件の獲得、販売パートナーの拡大及び業種別サービスの展開を通じて、顧客基盤の分散及び安定化を図ってまいります。

⑤　外部企業及び販売パートナーとの連携強化

当社グループは、Microsoft、AWS、ハードウエアメーカー、販売パートナー、医療機関、自治体及び業務領域に関する専門企業等との連携を進めております。Microsoft Azureについては、クラウドサービスの提供、技術支援及び共同提案を進めており、AWSについては、2025年11月にAWSパートナーネットワークにおけるアドバンストティアサービスパートナーの認定を取得しました。

今後は、外部企業との連携を単発の案件獲得にとどめず、共同販売、共同開発、導入後の運用支援及び業務特化型アプリケーションの拡充につなげてまいります。また、連携先との役割分担、収益性、契約条件及び責任範囲を明確にし、提携による事業効果を適切に管理してまいります。

⑥　販売促進、認知度向上及び情報開示の充実

生成AIサービスについては、顧客における導入効果、セキュリティ、費用及び運用方法を具体的に理解していただくことが重要となります。このため、導入事例、デモンストレーション、展示会、セミナー、販売パートナーとの共同提案及びオンライン施策等を活用し、顧客接点の拡大に努めてまいります。

ただし、販売促進費及び広告宣伝費については、案件獲得、商談化、受注及び継続利用への貢献度を検証し、費用対効果を踏まえて実施してまいります。

また、生成AI事業の進捗、サービス別の契約状況、受注・検収状況、解約状況、人員及び費用の状況、資金繰り等について、投資家に対する説明責任を果たすため、適時かつ適切な情報開示に努めてまいります。

⑦　セキュリティ、品質及び内部管理体制の強化

当社グループは、企業、政府及び自治体、金融機関並びに医療機関等の機密性の高い情報を取り扱うシステム及びサービスを提供しております。そのため、情報セキュリティ、個人情報保護、サービスの可用性、障害対応、品質管理及びAIの利用に伴うリスク管理が重要な課題となります。

当社グループは、情報セキュリティ、品質及びITサービスマネジメントに関する認証等の維持・運用に努めるとともに、GaiXerのISMAP-LIU登録（※５）、Sovereign GaiXerにおける閉域環境でのAI処理、アクセス制御、利用ログ管理及びHuman in the Loop（※６）の業務設計等を通じて、顧客が安心して利用できるサービス基盤の整備を進めてまいります。

また、事業規模及びサービス構成の変化に対応するため、受注管理、契約管理、検収管理、売上計上、資金管理、個人情報管理及び内部統制の運用状況を定期的に確認し、管理体制の実効性を高めてまいります。

⑧　財務基盤の強化及び継続企業の前提に関する課題

当社グループは、生成AIサービスの開発、製品化及び販売体制の整備に先行して投資を行ってまいりました。一方、2026年８月期においては、売上高が計画を下回り、営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスとなりました。

この結果、当社グループは、継続企業の前提に重要な不確実性が認められる状況にあります。

これに対して、当社グループは、Sovereign GaiXerを含む生成AIサービスの販売及び受注確度の向上、クラウド型GaiXerの利用定着及び解約抑制、リセール及びマネージドサービスの拡大、プロジェクト型サービスの採算管理、業務効率化並びに人件費、外注費、賃借料その他の固定費の見直しに取り組んでおります。

また、月次の売上及び受注見通し、案件の受注確度、納品・検収状況、資金繰り及び費用の進捗を管理し、必要に応じて金融機関その他の関係者と資金調達を含む財務上の対応について協議・検討してまいります。

今後も、事業の収益化及び費用構造の改善を進め、安定的な営業キャッシュ・フローの創出及び財務基盤の強化を図ってまいります。

[用語解説]

※１　クラウドネイティブ：クラウドの特性である柔軟性、拡張性及び自動化等を最大限に活用することを前提としたシステムの設計、開発、保守及び運用の考え方を指します。

※２　エンタープライズシステム：顧客管理、販売管理、在庫管理、営業支援、経理処理等、企業、政府及び自治体等の業務を支える基幹的な情報システムを指します。

※３　Sovereign GaiXer：当社グループが提供するオンプレミス型生成AIサービスです。組織内に設置した機器及びソフトウエアを利用し、機密情報及び個人情報を外部の生成AIサービスに送信することなく、組織内で生成AIを活用できる構成を提供します。

※４　受注及び検収：受注は顧客との契約等により当社グループがサービス提供を開始することが確定した状態を指し、検収は顧客による成果物又はサービス内容の確認が完了した状態を指します。なお、売上計上の時期は、契約内容及び会計上の収益認識基準に基づき決定しております。

※５　ISMAP-LIU：政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）における、比較的リスクの小さい業務及び情報の処理に用いるSaaSを対象とした制度区分を指します。

※６　Human in the Loop：AIが作成した回答、分析又は判断結果をそのまま利用するのではなく、最終的に人が内容を確認し、必要に応じて修正又は判断する業務設計を指します。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループは、「Technology to FIX your challenges.」を理念に掲げ、あらゆるステークホルダーのチャレンジをテクノロジーで成就することで持続可能な社会の実現を目指しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

当社グループは中長期的な企業価値の向上を実現するために、コンプライアンスの徹底とリスクマネジメントを通じてコーポレート・ガバナンス体制の継続的な強化に取り組んでおります。

ガバナンス体制としては、代表取締役社長を委員長とし取締役、執行役員等を委員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク及び機会の識別と対応にあたっております。

情報セキュリティに関連する事項については、情報セキュリティ委員会を設置してリスク及び機会の識別と対応を行っております。情報セキュリティ委員会では、情報セキュリティ管理に関する計画の策定及び社員教育並びに監査を行っております。各部署から選出された情報セキュリティ委員は、情報セキュリティポリシーの遵守状況と情報資産の取扱いについての定期的な自己点検を行っております。重要な事項については取締役会へ報告をし、審議対応を行うこととしております。

当社グループのリスクの詳細は、「第２ 事業の状況　３ 事業等のリスク」を参照ください。

(2) 人的資本に関する戦略と指標及び目標

①戦略

当社グループは、持続的な成長を通じた企業価値の向上を実現する上で、人材を最も重要な経営資源と位置付けております。Sovereign GaiXerを中心とした事業構造への転換に当たり、採用による人員拡大から、既存人材の育成及び能力の発揮を重視する方針へと見直し、事業規模及び収益性に応じた人員体制の構築に取り組んでおります。

具体的には、新卒・中途採用を抑制するとともに、重点事業への配置転換及び組織体制の見直しを進めております。また、これまで培ってきたクラウド技術に関する知識・経験を基盤として、生成AI等の事業展開に必要な技術力及び顧客への提案力の向上を図り、若手から中堅層まで、従業員一人ひとりが事業の推進に貢献できる人材の育成に取り組んでまいります。

人員配置に当たっては、顧客向けの有償業務への従事を優先し、各事業の収益性や案件の状況に応じた配置の適正化を進め、生産性の向上を図ってまいります。さらに、多様な人材が能力を発揮できるよう、人事制度や働き方の継続的な改善を通じて、従業員が活躍できる職場環境の整備に努めてまいります。

②指標及び目標

当社グループは、既存人材の育成及び適正配置を通じた生産性の向上と、事業規模に応じた人員体制の構築を目指しております。当連結会計年度においては、新卒採用を前年度の54名から15名に抑制するとともに、中途採用の縮小及び体制の見直しを進めました。また、2026年７月には、クラウド版GaiXer担当者の約半数をSovereign GaiXerへ配置転換いたしました。

今後は、採用人数や年齢構成を中心とした人員拡大に重点を置く方針を見直し、既存人材の技術力及び業務遂行能力の向上と、重点事業における能力の発揮を重視してまいります。人材育成及び社内環境整備に関する指標及び目標については、こうした方針との整合性を踏まえ、設定を検討してまいります。

３ 【事業等のリスク】

本書に記載した当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、以下のようなものがあります。また、当社グループとして必ずしも事業上のリスクとして考えていない事項についても、投資者の投資判断、あるいは当社グループの事業活動を理解するうえで重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

１．事業展開について

(1) クラウド市場及び生成AI市場の動向について

当社グループは、パブリッククラウドを活用したシステムの設計・構築・保守・運用等を収益基盤としつつ、オンプレミス型生成AIサービス「Sovereign GaiXer」及び医療分野の生成AIサービス等への経営資源の重点配分を進めております。

しかしながら、国内外の経済情勢や顧客の投資方針の変化等により、IT投資が縮小した場合や、生成AIの導入効果、運用コスト、情報管理等に関する懸念から導入判断が慎重化した場合には、当社グループの製品・サービスに対する需要が想定を下回る可能性があります。また、クラウド型とオンプレミス型に対する顧客ニーズの変化に適切に対応できない場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 製品・サービスの関連性及び既存顧客との取引継続について

当社グループは、プロジェクト型サービス、リセール、マネージドサービス、SaaS及びオンプレミス型生成AIサービス等を提供しております。これらの製品・サービスは、顧客への導入提案、システム構築、継続的な運用支援及び追加利用等を通じて相互に関連しております。

しかしながら、プロジェクト型サービスの案件獲得が進まない場合には、その売上高が減少するほか、関連するリセール及びマネージドサービス等の取引機会が減少する可能性があります。また、大規模案件の終了、主要顧客との契約の縮小・終了、製品改修や顧客支援の遅れ等による解約の増加が生じた場合や、製品・サービス間の移行が円滑に進まない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) Microsoft Azureへの依存について

当社グループは、クラウド・コンピューティング・サービスであるMicrosoft Azureのマネージドサービスを中核とするクラウドソリューションを提供することにより、事業の成長を実現してまいりました。当社グループが取り扱うパブリッククラウドは、大半がMicrosoft Azureであり、当社グループの成長は同サービスの市場拡大に影響を受けます。当社グループは、パブリッククラウド市場の市場規模は今後も拡大していくという認識の下、その中で最も高い成長率でシェアを拡大しているMicrosoft Azure上でクラウドサービスを展開しつつ、AWS等の他パブリッククラウドも活用していく方針です。

Microsoft Azureへの高い依存度が当社グループの経営的なリスクとならないよう、当社グループはコンテナ化技術(仮想化技術の一つで、アプリケーションをインフラに依存しないエンジン上で動作させる技術)を積極的にエンタープライズシステムに導入しており、特定のパブリッククラウドに依存しない状態の維持に努めております。 当社グループはAWSのAWS Partner Network（※１）においてSelectティア（※２）に認定されております。また、AWS Public Sector Partner（※３）にも認定されており、同社とのリレーションを活用しながら、中央省庁や関係機関の案件での実装を開始しております。しかしながら、Microsoft Azureの市場規模の縮小や米国Microsoft Corporation社の経営戦略の変更がある場合、AWSの活用が計画どおり進展しなかった場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 日本マイクロソフト株式会社との契約について

当社グループのサービスの多くがMicrosoft Azureを用いて構築されており、日本マイクロソフト株式会社とのパートナーネットワーク契約に基づいて提供しております。当該契約は、当社グループ又は日本マイクロソフト株式会社のいずれかが解除事由への抵触を理由に解除を申し出た場合のほか、理由の如何に関わらず事前に解除を申し出た場合を除いて、継続するものとされております。現時点では当該契約の解除事由に該当する事実は生じておらず、良好な関係の下、パートナーとして事業を共に推進しております。

しかしながら、今後当社グループが解除事由に抵触したこと等を理由に契約を解除された場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

例えば、万一、日本マイクロソフト株式会社との契約が解除された場合、リセールにおいては、契約に基づくインセンティブ(売上高として計上)が減少するほか、Microsoftの製品・サービスを他社経由で仕入れることにより利益率の低下が見込まれます。しかし、プロジェクト型サービス、マネージドサービスにおいては、一時的な影響はあるものの、Microsoft Azureを他社から仕入れることや他のパブリッククラウドへの移行を検討することで、売上への影響を限定的に留めることができると考えております。

(5) 災害等による事業及びサービス中断の可能性について

当社グループは、複数の拠点及びクラウドサービス等を利用して事業を運営しております。地震、台風、洪水等の自然災害、火災、停電、通信障害、感染症の流行その他の予測困難な事象により、事業拠点、通信ネットワーク、情報システム又は取引先の事業活動に支障が生じた場合には、開発、製品の調達・納品、保守・運用及び顧客支援等が中断する可能性があります。

また、拠点の集約や組織体制の見直しに際し、業務の移管や引継ぎが十分に行われない場合には、事業継続に必要な機能に支障が生じる可能性があります。これらの事象により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) システムトラブルの発生について

当社グループは、パブリッククラウドを活用したサービスに加え、顧客の管理する環境で稼働するオンプレミス型生成AIサービスを提供しております。

これらの製品・サービスにおいて、人為的なミス、ハードウエアの故障、ソフトウエアの不具合、外部サービスの障害、サイバー攻撃又は不正アクセス等が発生した場合には、サービスの停止、品質の低下又はデータの消失・毀損等が生じる可能性があります。オンプレミス型の製品についても、顧客環境との接続や設定、構成機器及びソフトウエアの更新等に起因して、正常な稼働に支障が生じる可能性があります。

当社グループは、製品・サービスの特性及び契約上の責任範囲に応じた品質管理及び障害対応に努めておりますが、重大な障害が発生した場合には、復旧費用、補償その他の追加負担や信用の低下等を通じて、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 新規事業及び事業構造の転換について

当社グループは、Sovereign GaiXer及び医療分野の生成AIサービス等を中心とした収益基盤の構築に取り組んでおります。当連結会計年度においては、Sovereign GaiXerの販売体制の立ち上げや医療分野における販売の本格化等が当初の想定より遅れ、売上高が計画を下回りました。

当社グループは、販売体制及び販売代理店チャネルの強化、重点事業への配置転換並びに受注確度及び案件の進捗に応じた投資を進める方針であります。しかしながら、販売代理店の開拓や販売活動が想定どおりに進まない場合、顧客の予算措置や補助金採択等により導入判断が遅れる場合、又は製品の機能や導入・運用支援が顧客の要求に十分に対応できない場合には、収益化が遅れる可能性があります。

また、重点事業への経営資源の配分に伴い、既存事業の売上高やサービス提供体制に影響が生じる可能性があります。これらにより、事業構造の転換が計画どおりに進まず、投資の回収が困難となった場合には、当社グループの経営成績、財政状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

(8) 売上計上時期及び代金回収時期について

当社グループの製品・サービスは、契約内容及び履行義務の充足状況に応じて売上高を計上しております。プロジェクト型サービスやSovereign GaiXer等については、契約締結、開発、機器の調達、顧客環境への導入及び検収等の進捗が、売上計上時期に影響する場合があります。

当社グループは、案件ごとの受注確度及び納品・検収時期等を踏まえた進捗管理に努めております。しかしながら、契約交渉の長期化、顧客の予算執行や導入準備の遅れ、仕様変更、調達・開発の遅延又は検収の長期化等が生じた場合には、売上計上時期が当初の予定から変動する可能性があります。

また、売上計上及び代金回収に先行して機器の仕入代金や開発費等の支払いが発生する場合には、資金負担が増加する可能性があります。これらにより、各四半期又は連結会計年度における当社グループの経営成績及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

(9) 機器の調達及び棚卸資産について

当社グループが提供するSovereign GaiXerは、外部から調達するハードウエア等を用いて構成されております。供給元の生産・販売方針の変更、部材不足、価格上昇、物流の混乱又は品質上の問題等が生じた場合には、製品の供給遅延や調達費用の増加が生じる可能性があります。

当社グループは、受注及び案件の進捗に応じて調達・投資を段階的に実施する方針でありますが、販売が想定を下回った場合や、技術革新、製品仕様又は顧客ニーズの変化により在庫の販売が困難となった場合には、在庫保有に伴う資金負担や棚卸資産の評価損が発生し、当社グループの経営成績、財政状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

(10) 生成AIの利用に伴うリスクについて

当社グループは、生成AIを活用した製品・サービスを提供しております。生成AIには、事実と異なる情報、不適切な内容又は第三者の権利を侵害するおそれのある内容を出力する可能性があり、期待される精度や再現性を常に確保できるとは限りません。

また、利用するAIモデル、外部サービス及びソフトウエア等の提供条件、利用許諾又は仕様の変更、提供の停止等により、機能の変更、追加開発又は費用負担が必要となる可能性があります。

当社グループは、製品・サービスの用途に応じた機能検証及び利用上の留意事項の説明等に努めてまいりますが、これらのリスクを完全に排除することはできません。出力内容や利用に関連する紛争、信用の低下又は法令・規制等への対応負担が生じた場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

２．外部環境について

(1) 競合について

当社グループが事業を展開するクラウドサービス及び生成AI市場には、大企業から新興企業まで多数の競合企業が存在しております。当社グループは、クラウドの設計・構築・運用に関する技術及び業務知見を活用するとともに、Sovereign GaiXerや業務に特化した生成AIサービスの開発・提供を通じた差別化に努めております。

しかしながら、大手企業の参入、競合他社の製品・サービスの高度化、顧客による内製化又は低価格の代替製品の普及等により競争が激化した場合には、案件の獲得や既存契約の維持が困難となる可能性があります。また、限られた経営資源の下で、開発、販売及び顧客支援の体制整備が競合他社に劣後した場合には、当社グループの競争力が低下し、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新の対応について

当社グループの属するIT業界においては、技術革新のスピードが速く、それに応じて業界標準及び利用者ニーズが急速に変化し、関連製品やサービスが逐次生み出されています。当社グループも技術革新及び顧客ニーズの変化に対応すべく、積極的に最新情報の収集、技術の蓄積及びそれらの技術を使用した製品・サービスの開発に取組んでおります。

しかしながら、当社グループの対応力を上回る急激な技術革新が生じた場合、当社グループの製品やサービスの陳腐化や競争力の低下を引き起こし、また、技術革新に対応するために必要となる追加の開発費などの支出が拡大した場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 価格競争及び提供コストの変動について

当社グループは、技術力、業務知見及び導入・運用支援等による差別化と、開発・運用の効率化を通じた競争力の維持に努めております。

しかしながら、クラウドサービス及び生成AI市場における価格競争により、販売価格の引下げや販売促進費用の増加が必要となる可能性があります。また、クラウド利用料、AIモデルの利用料、機器の調達費用及び保守費用等が上昇し、その増加を販売価格に適切に反映できない場合や、顧客の利用量が想定を上回り提供コストが増加した場合には、当社グループの利益率が低下し、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3．事業運営について

(1) 特定人物の依存について

当社グループの創業者であり大株主でもある代表取締役社長松岡清一は、豊富な知識と経験、リーダーシップを有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。当社グループでは、一個人の属人性に過度に依存することのない組織的な事業経営体制を構築しておりますが、現時点において何らかの事情により同氏が業務を遂行できない事態となった場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 組織体制及び内部管理体制について

当社グループは、事業規模及び各事業の収益性に応じた組織体制への見直しを進めております。採用抑制、配置転換、拠点の集約及び業務委託の見直し等を通じて固定費の適正化を図る一方、事業の遂行及び内部管理に必要な機能を維持することが重要であると認識しております。

しかしながら、組織の再編や人員の減少に伴い、業務の引継ぎ、役割分担又は相互牽制が十分に機能しない場合には、顧客対応の遅延、業務品質の低下等が生じる可能性があります。また、体制見直しに伴う費用削減が計画どおりに進まない場合には、収益改善が遅れる可能性があります。これらにより、当社グループの信用、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の育成・定着及び適正配置について

当社グループの事業は、クラウド及び生成AI等の専門技術並びに顧客の業務に関する知見を有する人材に支えられております。現在は、新卒・中途採用を抑制し、既存人材の育成及び重点事業への配置転換を通じた生産性の向上を重視しております。

しかしながら、事業構造の転換に必要な技術力や提案力の習得が進まない場合、必要な専門性を有する人材の確保・定着が困難となった場合、又は配置転換が円滑に進まない場合には、開発、販売及び顧客支援等に支障が生じる可能性があります。これらにより、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 不採算プロジェクトの発生について

当社グループはプロジェクト毎に想定される工数や難易度を基に、見積りを作成し受注をしておりますが、見積り作成時に想定していなかった不測の事態等により、工数が大幅に増加することで不採算プロジェクトが発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 外部協力先の確保について

当社グループは必要に応じて、複数の外部協力先に委託を行って事業を運営しております。外部委託に際しては、委託先の業務遂行能力を見極め、守秘義務契約書や情報セキュリティアンケート等によって安全性を担保し、定期的な打ち合わせを通じて業務進捗を管理しております。

万一、上記のような要件を満たす外部協力先や、協力先における技術者数が確保できない場合、又は委託単価が高騰した場合には、費用増加又は納期遅延等が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) サービスの品質について

当社グループは各プロジェクトにおいて、ISO 9001 （品質マネジメントシステム）に則った管理体制を整備するとともに、各分野における専門性を保有する社員を品質責任者として配置することで、提供するサービスの品質を担保しております。

しかしながら、何らかの事情により当社グループが提供したサービスに重大な不具合や瑕疵等が発見された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 知的財産権について

当社グループでは、知的財産権に関するクリアランス調査の実施、従業員向け研修等を通じて、他社の有する知的財産権の侵害がないよう、細心の注意を払って業務を遂行しております。こうした取組みの結果、知的財産権の侵害を行っていないものと認識しておりますが、不可抗力により侵害する可能性は皆無ではありません。

当社グループが提供するサービス又は製品に対して、第三者より損害賠償、使用差止や当該特許に関する対価の支払い等の請求を受ける可能性があり、他社の有する知的財産権を侵害したと認定され、損害賠償等の責任を負担する場合は、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報管理体制について

当社グループでは、クラウドインテグレーションなどのサービスを幅広くご提供させていただく過程で、顧客企業が有する個人情報や顧客企業のシステム技術情報等の各種機密情報を知りうる場合があります。コンピュータウィルス、不正アクセス等の理由により、これらの機密情報の漏洩や改竄等が発生した場合、顧客企業等から損害賠償請求や当社グループの信用失墜の事態を招き、当社グループの事業展開、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このため、当社グループでは、「情報セキュリティ管理規程」を制定し、当該規程に基づいた情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、運営することで情報の適切な管理を行っております。なお、当社グループでは、ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）、ISO 9001（品質マネジメントシステム）、ISO/IEC 20000（ITサービスマネジメントシステム）、ISO/IEC 27017（クラウドセキュリティ認証）及びプライバシーマークを取得して各種情報の管理体制を整備しております。

４．その他

(1) 配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。一方、現在は、収益基盤の再構築及び安定的な事業運営に必要な手元資金の確保を優先しており、創業以来、剰余金の配当を実施しておりません。

今後の配当については、経営成績、財政状態、資金繰り及び事業に必要な投資等を総合的に勘案して判断する方針でありますが、収益改善や財務基盤の安定化が進まない場合には、長期にわたり配当を実施できない可能性があります。なお、配当開始の時期は未定であります。

(2) 新会社設立、M&A、資本業務提携について

当社グループは、拡大が見込まれるクラウド市場のニーズに対応するため、及び企業価値の向上のため、新会社設立、M&A、資本業務提携を有効な手段の一つであると位置づけております。

上記につきましては、対象企業の財務内容や契約関係等についての詳細な事前調査を行い、十分にリスクを検討したうえで実施する所存ですが、対象企業における偶発債務の発生や簿外債務の判明等、事前の調査によっても把握できなかった問題が生じた場合や、事業展開が計画どおりに進行しない場合には、投資回収が困難になること等により当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 大株主との関係について

当社の代表取締役社長である松岡清一は、当社の大株主であり、同氏の資産管理会社である株式会社mamの所有株式数を含めると、本書提出日現在で発行済株式総数の61.50%の議決権を所有しております。同氏は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求すると共に、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。また、当社としましても、同氏は安定株主であると認識しておりますが、将来的に何らかの事情により、大株主である同氏の株式が減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

５．継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、Sovereign GaiXerを成長の柱とする事業構造への転換を進めております。一方、当連結会計年度においては、新規事業の立ち上げの遅延及び既存事業の受注未達等に加え、売上水準に応じた人員及び組織体制の見

直しが十分に進まず、固定費が高水準で推移しました。

この結果、前連結会計年度に引き続き多額の損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスとなっております。このような状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消するため、固定費の削減及び事業規模に見合った経営体制への見直し、重点事業への経営資源の配分、事業計画及び資金繰りの管理並びに必要資金の確保に取り組んでおります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上にあり、費用削減の進捗、Sovereign GaiXer等の受注及び売上計上の時期・規模、並びに資金確保の時期・条件等には不確実性があります。対応策が計画どおりに進まず、必要な資金を適時に確保できない場合には、仕入代金その他の債務の支払い、製品・サービスの提供及び必要な投資等に支障が生じ、事業活動の継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。このため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

対応策の詳細については、「第５ 経理の状況　１ 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（継続企業の前提に関する事項)」を参照ください。

[用語解説]

※１　AWS Partner Network：AWSクラウド、プログラム、専門知識、リソースを活用して、自社のオファリング（製品やサービス）を構築、マーケティング、販売するパートナーのグローバルコミュニティを指します。

※２　Selectティア：AWS Partner Networkにおいて、トレーニングと認証を受けた人員とともに、カスタマーエクスペリエンスを提供するパートナーを指します。

※３　AWS Public Sector Partner：政府機関、宇宙、教育機関、非営利団体を対象としたクラウドベースのソリューションと経験を持つ AWS パートナーを指します。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

世界の生成AI市場は、技術的な可能性を探る実証実験（PoC）の段階から、企業の基幹業務に統合し、具体的な投資対効果を生み出す「本格実装」の段階へと移行しております。生成AIの利用範囲が業務の中核へ広がるなか、計算資源への需要に加え、継続利用を前提としたコスト管理及びデータ管理の重要性も高まっております。

こうしたなか、市場のニーズは、パブリッククラウドを活用して最新のAIを迅速かつ柔軟に利用するニーズと、政府官公庁や金融機関等を中心とした、データを外部に出さず自社の管理下でAIを運用する「データ主権（デジタル・ソブリンティ）」を確保するニーズに大別されつつあると考えております。

当社グループは、これら二つの要件に同時に応えることが重要であると捉え、クラウド版「GaiXer（ガイザー）」に加え、組織内の閉域ネットワークで利用可能なオンプレミス型生成AIサービス「Sovereign GaiXer（ソブリンガイザー）」を組み合わせ、継続的な収益を生み出す事業構造への転換を推進しております。

当連結会計年度（自 2025年９月１日 至 2026年８月31日）においては、これまで収益に寄与してきた一部の大規模案件（万博関連案件等）が終了したことに加え、「Sovereign GaiXer」の販売体制の立ち上げが当初想定より遅れました。また、株式会社メディカルAIソリューションズにおける営業体制及び販売代理店チャネルの整備の遅れ、クラウド版「GaiXer」における製品改修及びカスタマーサポート体制の整備の遅れ等の影響を受けました。

一方、リセール及びマネージドサービスは、需要の拡大や案件の好調な進展等により堅調に推移しました。

売上高は3,122百万円（前期比858百万円減）となりました。リセール及びマネージドサービスが堅調に推移した一方、前期に計上した大規模案件の終了等によりプロジェクト型サービスが減収となったほか、SaaSも前期比で減収となりました。これらに加え、新規事業である「Sovereign GaiXer」および株式会社メディカルAIソリューションズの売上高が計画を下回りました。

オンプレミス型生成AIプラットフォーム「Sovereign GaiXer」については、当期中に製品化を完了するとともに、2026年７月にはクラウド版「GaiXer」担当人員の約半数を同事業へシフトさせる体制変更を完了しました。また、「デジタル化・AI導入補助金2026」の対象ITツールに登録されたほか、埼玉県草加市において全国の自治体で初となる導入が開始されるなど、具体的な採用事例が生まれました。

クラウド版「GaiXer」については、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度「ISMAP-LIU」クラウドサービスリストに登録され、官公庁・自治体等における利用に向けた信頼性の向上を図りました。

医療分野では、「AI医事課長」に査定・返戻分析機能を追加し、医療機関における診療報酬請求業務の効率化を推進しました。同サービスは、2026年７月時点で全国10の医療機関に導入・活用されております。

また、動画分野では、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社と、テレビ番組及びテレビCMの考査業務を支援する「GaiXer Review Agent」を共同開発し、外部提供を開始しました。

以上の結果、売上高3,122百万円（前期比21.6%減）、売上総損失29百万円（前期は売上総利益482百万円）、営業損失2,316百万円（同営業損失1,729百万円）、経常損失2,310百万円（同経常損失1,719百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失2,302百万円（同親会社株主に帰属する当期純損失2,117百万円）となりました。

営業損失は主に、一部の大規模案件の終了及び新規事業の立ち上げ遅延等に伴う売上高の減少により売上総利益が減少したことに加え、クラウド版「GaiXer」及びプロジェクト型サービスの売上水準に対して人員及び組織体制が過大となり、固定費が高止まりしたことによるものであります。また、当第３四半期連結会計期間より、顧客へのサービス提供に直接関連するクラウド利用料及び業務委託費等の一部を売上原価に計上する費用区分の見直しを行っております。

当社グループは、新卒・中途採用を抑制するとともに、営業体制や組織体制の見直しを進め、固定費の最適化

を図っております。今後は、「Sovereign GaiXer」を中心とした販売体制及び販売チャネルの強化を進めるとともに、クラウド版「GaiXer」については利用実績のある用途及び顧客に注力し、機微な情報を扱う顧客には「Sovereign GaiXer」への移行を提案するなど、事業構造の転換をさらに進めてまいります。

当社グループは、販売体制の再編、販売チャネルの拡充及びプロダクト開発を通じて、「Sovereign GaiXer」を中心とした収益基盤の構築に取り組んでまいります。

なお、当社グループの事業はクラウドサービス事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

② 財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における資産の残高は2,381百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,111百万円減少しました。主な要因は、仕掛品が192百万円増加した一方で、現金及び預金が1,882百万円、売掛金及び契約資産が332百万円減少したことによるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債の残高は519百万円となり、前連結会計年度末に比べ166百万円減少しました。主な要因は、買掛金が25百万円、未払金が54百万円、賞与引当金が89百万円減少したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産の残高は1,862百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,945百万円減少しました。主な要因は、資本金が201百万円、資本剰余金が201百万円増加した一方で、利益剰余金が2,302百万円、非支配株主持分が45百万円減少したことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,202百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,882百万円減少しました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動の結果、支出した資金は2,239百万円となりました。これは主に、売上債権の減少額が332百万円、法人税等の還付額が36百万円、減損損失が31百万円あった一方で、税金等調整前当期純損失が2,341百万円、棚卸資産の増加額が192百万円、賞与引当金の減少額が89百万円あったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の投資活動の結果、支出した資金は40百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が39百万円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の財務活動の結果、獲得した資金は398百万円となりました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入が402百万円あったことによるものであります。

④　生産、受注及び販売の実績

ａ　生産実績

当社グループの事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

ｂ　受注実績

当連結会計年度における受注実績は次のとおりであります。なお、当社グループはクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前期比(%)	受注残高(百万円)	前期比(%)
クラウドサービス事業	2,857	94.8	0	0.3
合計	2,857	94.8	0	0.3

(注) 受注残高は請負契約についてのみ記載しております。また、従量課金等の要因により売上高が変動する契約については受注残高に含めておりません。

ｃ　販売実績

当連結会計年度における販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループはクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
クラウドサービス事業	3,122	78.4
合計	3,122	78.4

(注) 1．主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）		当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）	
	金額(百万円)	比率(%)	金額(百万円)	比率(%)
大和アセットマネジメント株式会社	439	11.0	591	18.9
国立研究開発法人国立がん研究センター	386	9.7	444	14.2
ヤマトシステム開発株式会社	446	11.2	400	12.8
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会	635	16.0	103	3.3
デジタル庁	658	16.5	0	0.0

2．公益社団法人2025年日本国際博覧会協会及びデジタル庁は、システム開発業務の大部分が終了したことにより金額が減少しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りに関しては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる可能性があります。

連結財務諸表作成のための重要な会計方針は「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載しております。

また、連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

ａ 経営成績の分析

（売上高）

当連結会計年度における売上高は、3,122百万円となりました。分析については「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

（売上原価、売上総利益）

当連結会計年度における売上原価は、3,152百万円となりました。これは主に、労務費、支払手数料であり、売上総損失は29百万円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業損失）

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、2,286百万円となりました。これは主に、給料及び賞与、支払報酬、支払手数料、地代家賃であり、営業損失は2,316百万円となりました。

（営業外損益、経常損失）

当連結会計年度における営業外収益は、雑収入、受取利息等により６百万円となりました。また、営業外費用は、支払利息等により０百万円となりました。以上の結果、経常損失は2,310百万円となりました。

（特別損益、親会社株主に帰属する当期純損失）

当連結会計年度における特別利益は、新株予約権戻入益により０百万円となりました。また、特別損失は、減損損失により31百万円となりました。当連結会計年度における法人税等は、６百万円となりました。以上の結果、親会社株主に帰属する当期純損失は2,302百万円となりました。

ｂ 財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「第２ 事業の状況 ４ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ②財政状態の状況」を参照ください。

ｃ キャッシュ・フロー状況の分析

キャッシュ・フロー状況の分析につきましては、「第２ 事業の状況 ４ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ③キャッシュ・フローの状況」を参照ください。

③　経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは「第２ 事業の状況　３ 事業等のリスク」に記載のとおり、事業展開や外部環境、事業運営等、様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

そのため、当社グループは常に業界動向や外部環境を注視しつつ、優秀な人材を確保し市場ニーズに適合したサービスを展開していくことにより、これらのリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

④　資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの運転資金需要の主なものは、事業の拡大に伴う人件費、Microsoft Azureの利用に対する手数料及び当社グループのサービスを向上させるためのシステム維持費等の営業費用であります。現時点で予定されている重要な資本的支出はありません。事業上必要な資金は手許資金、金融機関からの借入及び新株発行等により資金調達していく方針でありますが、資金使途及び需要額に応じて柔軟に検討を行う予定であります。

⑤　経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループを取り巻く現在の環境は、DXニーズの加速に伴い、クラウド市場が拡大する方向にあると認識しております。当社グループの企業理念は、「Technology to FIX your challenges.」でありますが、今後も顧客企業や外部環境の変化を適切にとらえ、クラウドのメリットを最大限に活かした新サービスの提供と、ストック型ビジネスの拡大を軸に事業の成長を図ってまいりたいと考えております。その実現に向け、当社グループの高い技術力を活かした短期間・低コストの開発体制を更に強化する方針であります。今後、当社グループが更なる事業拡大を図るために、「第２ 事業の状況　１ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載した様々な課題に対して、弛まぬ努力をもって対処していく方針であります。

⑥　経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標として、収益獲得の効率性の向上を実現するための１人当たり売上高、売上高の継続的かつ累積的な増加を実現するための契約社数、最新技術を積極的に取り込む風土と行動力を競争力の源泉とするための社員平均年齢を重要な経営指標と位置づけております。

１人当たり売上高については、当連結会計年度において11百万円となりました。今後ソフトウエア開発及び保守・運用において自動化の推進により増加させていく方針であります。

契約社数については、当連結会計年度内において201社となっておりますが、今後プロジェクト型サービスの案件増加を通じて、ストック型のリセールとマネージドサービスの顧客を継続的に増加させる他、SaaSの利用顧客拡大にも取組み、顧客数の拡大を目指してまいります。

５ 【重要な契約等】

商品提供等を受けている契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
日本マイクロソフト株式会社	東京都港区港南二丁目16番３号	Microsoft Partner Agreement (CSP=Cloud Solution Provider契約)(注)	2021年６月１日	当社からの解約申し込みや、重大な契約違反等がない限り有効	日本マイクロソフト㈱のCSPライセンスについて当社が販売する。契約締結日から原則として自動更新（契約解除の場合、解除日から30日以上前までに書面にて通知）

（注）CSP（Cloud Solution Provider）契約とは、マイクロソフト社がシステム開発事業者向けに実施している、業務用クラウドサービスの再販売制度で、マイクロソフトクラウド製品を自社サービスに組み込んで販売することができる契約を指します。

６ 【研究開発活動】

当社グループは、「Technology to FIX your challenges.」という企業理念のもと、クラウド及び生成AIに関する技術の研究開発並びにこれらの技術を活用したサービスの開発を推進しております。

当社グループは、クラウドサービスとして提供されるAIに関するノウハウを活用し、生成AIを利用したエンタープライズ向け生成AIサービス「GaiXer」の提供を2023年４月から開始しております。また、顧客のセキュリティ及びデータ管理上の要件に対応するため、組織内の閉域ネットワーク等でAI処理を完結できるオンプレミス型生成AIサービス「Sovereign GaiXer」の提供を開始しております。

当連結会計年度においては、国立大学法人東京科学大学情報理工学院岡崎研究室と、日本語に最適化された大規模言語モデル「GPT-OSS Swallow」の社会実装及び高度化に向けた共同研究契約を締結しました。本共同研究では、「GPT-OSS Swallow」を「Sovereign GaiXer」に実装し、商用利用を想定した最適化及び実業務シナリオに基づく有効性検証を進めております。

本共同研究を通じて、医療、金融及び公共分野等の高いセキュリティが求められる領域において、安全性及び日本語性能を備えた生成AIの実用化を目指しております。

なお、当連結会計年度において研究開発費は発生しておりません。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資については、開発機能の強化などを目的とした設備投資を実施しております。設備投資等の総額は39百万円であり、その主な内容は、Sovereign GaiXer開発設備の購入27百万円、パソコン・ネットワーク設備の購入10百万円であります。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループはクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

２ 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2026年８月31日現在

事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数（名）
		建物	車両運搬具	工具、器具及び備品	合計	
本社（東京都港区）	事務所設備	0	0	0	0	165
四日市事業所（三重県四日市市）	事務所設備	0	―	0	0	46
名古屋事業所（愛知県名古屋市中村区）	事務所設備	0	―	0	0	59
津事業所（三重県津市）	事務所設備	0	―	0	0	18

(注) １．当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。
２．現在休止中の主要な設備はありません。
３．減損損失計上後の帳簿価額を記載しております。なお、当連結会計年度に計上した減損損失の内容につきましては、「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（連結損益計算書関係）※３ 減損損失」に記載しております。
４．事業所は賃借しており、本社の年間賃借料は341百万円、四日市事業所の年間賃借料は38百万円、名古屋事業所の年間賃借料は55百万円、津事業所の年間賃借料は６百万円であります。
５．従業員数は就業人員であり、従業員数には執行役員１名を含んでおりません。なお、臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 国内子会社

主要な設備はありません。

３ 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,000,000
計	54,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年８月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年11月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,664,000	15,664,300	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	15,664,000	15,664,300	―	―

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2026年11月１日からこの有価証券報告書提出日現在までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

	第１回新株予約権
決議年月日	2019年８月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社新株予約権の受託者　１
新株予約権の数（個）　※	2,518　[2,517]　(注) ２
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　755,400　[755,100]　(注) ２、６
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	80　(注) ３、６
新株予約権の行使期間　※	2019年８月30日～2029年８月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　82　(注) ４、６ 資本組入額　41　(注) ５、６
新株予約権の行使の条件　※	(注) ７
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注) ９

※　当事業年度の末日(2026年８月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末（2026年10月31日）現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．本新株予約権は、新株予約権１個につき、500円で有償発行しております。

２．本新株予約権１個につき目的となる株式数は300株であります。
なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

３．本新株予約権の行使に際して出資される１株当たりの払込金額（行使価額）であります。
なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新株発行(処分)株式数 \times 1株当たり払込金額}{新規発行前の1株当たり時価}}{既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数}$$

４．本新株予約権の行使による１株当たりの発行価格であります。
行使時の払込金額80円に、新株予約権１個当たりの公正な評価単価である発行価額２円を合算したものであります。

５．本新株予約権の行使による１株当たりの資本組入額であります。
資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとしております。

６．2022年５月16日開催の取締役会決議により、2022年６月２日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

７．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「受託者」）は、新株予約権を行使することができず、かつ、第１回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」）のみが新株予約権を行使できることとしております。

(2) 本新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができません。

(a) 24,000円（ただし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法で定める行使価額と同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」

及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割り当てによる場合等を除く）。

(b) 24,000円（ただし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法で定める行使価額と同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く）。

(c) 株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、24,000円（ただし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法で定める行使価額と同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く）。

(d) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が24,000円（ただし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法で定める行使価額と同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

(3) 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではありません。

(4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできません。

(6) 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできません。

８．会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができます。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

９．組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を第１回新株予約権発行要項に定める条件に基づきそれぞれ交付することとしております。ただし、第１回新株予約権発行要項に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

10. 当社は、当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2019年８月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年８月29日付で平田実氏を受託者として「時価発行新株予約権信託」(以下「本信託(第１回新株予約権)という。」)を設定しており、当社は本信託(第１回新株予約権)に基づき、平田実氏に対して、2019年８月30日に第１回新株予約権(2019年８月29日臨時株主総会決議)を発行しております。

本信託(第１回新株予約権)は、当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者に対して、その功績に応じて、平田実氏が、受益者適格要件を満たす者に対して、第１回新株予約権3,150個を分配するというものであり、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者に対しても関与時期によって過度に差が生じることなく、同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。

第１回新株予約権の分配を受けた者は、当該第１回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託(第１回新株予約権)は３つの契約（A01からA03）までにより構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	松岡　清一
受託者	平田　実
信託契約日	2019年８月29日
信託の種類と新株予約権の数（個）	（A01）1,050 （A02）1,050 （A03）1,050
交付日	（A01）当社の株式が金融商品取引所のいずれかの市場に上場した日から６か月が経過した日 （A02）当社の株式が金融商品取引所のいずれかの市場に上場した日から２年６か月が経過した日 （A03）当社の株式が金融商品取引所のいずれかの市場に上場した日から４年６か月が経過した日
信託の目的（個）	（A01）に第１回新株予約権1,050個（１個当たり300株相当） （A02）に第１回新株予約権1,050個（１個当たり300株相当） （A03）に第１回新株予約権1,050個（１個当たり300株相当）
受益者適格要件	当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者のうち、一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託(第１回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。

※　本信託（第１回新株予約権）A01について、信託期間満了日の到来に伴って、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して以下のとおり分配しております。

当社の取締役、監査役：　４名
当社の執行役員　　：　２名
当社の従業員　　：136名

また、本信託（第１回新株予約権）A02について、信託期間満了日の到来に伴って、コタエル信託株式会社にすべて付与しております。

なお、付与対象者の退職による権利喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役１名、当社従業員55名となっております。

	第２回新株予約権
決議年月日	2019年８月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　　2 当社監査役　　1 当社従業員　110　(注) 8
新株予約権の数（個）　※	386　[386]　(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　115,800　[115,800]　(注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	80　(注) 2、4
新株予約権の行使期間　※	2021年８月30日～2029年８月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　80 資本組入額　40　(注) 3、4
新株予約権の行使の条件　※	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注) 7

※　当事業年度の末日(2026年８月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末（2026年10月31日）現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．新株予約権１個につき目的となる株式数は300株であります。
なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．本新株予約権の行使に際して出資される１株当たりの払込金額（行使価額）であります。
なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新株発行(処分)株式数 \times 1株当たり払込金額}{新規発行前の1株当たり時価}}{既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数}$$

３．本新株予約権の行使による１株当たりの発行価格及び資本組入額であります。
資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとしております。

４．2022年５月16日開催の取締役会決議により、2022年６月２日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

５．新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではありません。

(2) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできません。

(4) 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできません。

６．会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができます。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

７．組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を第２回新株予約権発行要項に定める条件に基づきそれぞれ交付することとしております。ただし、第２回新株予約権発行要項に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

８．付与対象者の退職による権利喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役１名、当社従業員20名となっております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

第３回新株予約権	
決議年月日	2025年12月12日
新株予約権の数(個)※	12,000　[－]
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	－
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　362,000　[－]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	（注）２
新株予約権の行使期間※	2025年12月30日～2029年１月４日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	（注）３，４，５，８
新株予約権の行使の条件※	（注）４，５，６
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）５

本新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

※　当事業年度の末日(2026年８月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末（2026年10月31日）現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しております。なお、2026年９月10日開催の取締役会において、残存する本新株予約権の全部を取得し、消却することを決議し、2026年９月30日付で取得及び消却いたしました。

(注) １．新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 1,200,000 株（本新株予約権１個当たり100株（以下「割当株式数」という。））とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率
その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

２．各本新株予約権の払込金額　金33円

３．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより１円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式１株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、477円とする。

４．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 行使価額は、割当日の２取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）後に初回の修正がされ、以後３取引日が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ３連続取引日（以下「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の１円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において（注）５の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

(2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含む。）から当該株主確定日等（当日を含む。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。）及び当該株主確定期間の末日の１取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の２取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、３取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。

(3) 下限行使価額は、当初477円とする。
(4) 下限行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合、下限行使価額は、当該取締役会の決議を行った日（以下「決議日」という。）の３取引日後に、217円に修正される。但し、本修正は、決議日の直前取引日の16時までにかかる決議を行う旨を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）又は本新株予約権者の関係会社に通知していた場合に限る。また、本項により下限行使価額が修正される場合において、217円が決議日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の50%（１円未満端数切上げ）に相当する金額（以下「決議日下限行使価額」という。）を下回る場合には、下限行使価額は決議日下限行使価額とする。
(5) 下限行使価額は、（注）５の規定を準用して調整される。
(6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限は、260,400,000円である。但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。

５．行使価額の調整
(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。
③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③ 行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が（注）４に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7) （注）４及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

６．その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。

７．新株予約権の取得事由
(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の11取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権１個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて１円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権１個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて１円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

８．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

第４回新株予約権	
決議年月日	2025年12月12日
新株予約権の数(個)※	12,000　[－]
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	－
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　1,200,000　[－]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	（注）２
新株予約権の行使期間※	2025年12月30日～2029年１月４日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	（注）３，４，５，８
新株予約権の行使の条件※	（注）４，５，６
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）５

※　当事業年度の末日(2026年８月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末（2026年10月31日）現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しております。なお、2026年９月10日開催の取締役会において、残存する本新株予約権の全部を取得し、消却することを決議し、2026年９月30日付で取得及び消却いたしました。

(注) １．新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 1,200,000 株（本新株予約権１個当たり100株（以下「割当株式数」という。））とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

２．各本新株予約権の払込金額　金28円

３．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより１円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式１株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、564円とする。

４．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 行使価額は、割当日の２取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）後に初回の修正がされ、以後３取引日が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ３連続取引日（以下「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の１円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において（注）５の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

(2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含む。）から当該株主確定日等（当日を含む。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。）及び当該株主確定期間の末日の１取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の２取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、３取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。

(3) 下限行使価額は、当初564円とする。

(4) 下限行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合、下限行使価額は、当該取締役会の決議を行った日（以下「決議日」という。）の３取引日後に、217円又は477円のうち取締役会が選択した金額に修正され

る。但し、本修正は、決議日の直前取引日の16時までにかかる決議を行う旨を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）又は本新株予約権者の関係会社に通知していた場合に限る。また、本項により下限行使価額が修正される場合において、217円又は477円のうち取締役会が選択した金額が決議日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の50%（１円未満端数切上げ）に相当する金額（以下「決議日下限行使価額」という。）を下回る場合には、下限行使価額は決議日下限行使価額とする。

(5) 下限行使価額は、（注）５の規定を準用して調整される。

(6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限は、260,736,000円である。但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。

５．行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

① 0.1円未満の端数を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準

日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③　行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①　株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

②　その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③　行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が（注）４に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7) （注）４及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

６．その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

７．新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の11取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権１個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて１円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権１個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて１円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

８．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

第５回新株予約権	
決議年月日	2025年12月12日
新株予約権の数(個)※	12,000　[－]
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	－
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　1,200,000　[－]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	（注）２
新株予約権の行使期間※	2025年12月30日～2029年１月４日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	（注）３，４，５，８
新株予約権の行使の条件※	（注）４，５，６
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）５

※　当事業年度の末日(2026年８月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末（2026年10月31日）現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しております。なお、2026年９月10日開催の取締役会において、残存する本新株予約権の全部を取得し、消却することを決議し、2026年９月30日付で取得及び消却いたしました。

（注）１．新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 1,200,000 株（本新株予約権１個当たり100株（以下「割当株式数」という。））とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率
その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

２．各本新株予約権の払込金額　金24円

３．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより１円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式１株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、651円とする。

４．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 行使価額は、割当日の２取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）後に初回の修正がされ、以後３取引日が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ３連続取引日（以下「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の１円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において（注）５の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

(2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含む。）から当該株主確定日等（当日を含む。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。）及び当該株主確定期間の末日の１取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の２取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、３取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。

(3) 下限行使価額は、当初651円とする。

(4) 下限行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合、下限行使価額は、当該取締役会の決議を行った日（以下「決議日」という。）の３取引日後に、217円又は477円のうち取締役会が選択した金額に修正され

る。但し、本修正は、決議日の直前取引日の16時までにかかる決議を行う旨を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）又は本新株予約権者の関係会社に通知していた場合に限る。また、本項により下限行使価額が修正される場合において、217円又は477円のうち取締役会が選択した金額が決議日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の50%（１円未満端数切上げ）に相当する金額（以下「決議日下限行使価額」という。）を下回る場合には、下限行使価額は決議日下限行使価額とする。

(5) 下限行使価額は、（注）５の規定を準用して調整される。

(6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限は、260,688,000円である。但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。

５．行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

① 0.1円未満の端数を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準

日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③　行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①　株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

②　その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③　行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が（注）４に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7) （注）４及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

６．その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

７．新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の11取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権１個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて１円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権１個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて１円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

８．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 (2025年３月１日から 2026年８月31日まで)	第17期 (2025年９月１日から 2026年８月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	8,380	8,380
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	838,000	838,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	477	477
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	399	399
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	―	8,380
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	―	838,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	―	477
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	―	399

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2022年４月12日（注）１	普通株式 2,221	普通株式 45,544 Ａ種優先株式 2,221	―	650	―	615
2022年４月15日（注）２	普通株式 2,221 Ａ種優先株式 △2,221	普通株式 47,765	―	650	―	615
2022年５月16日（注）３	普通株式 △2,221	普通株式 45,544	―	650	―	615
2022年６月２日（注）４	普通株式 13,617,656	普通株式 13,663,200	―	650	―	615
2022年10月５日（注）５	普通株式 600,000	普通株式 14,263,200	369	1,020	369	985
2022年11月７日（注）６	普通株式 300,000	普通株式 14,563,200	184	1,205	184	1,170
2022年10月31日～2023年８月31日（注）７	普通株式 190,200	普通株式 14,753,400	7	1,212	7	1,177
2023年９月１日～2024年８月31日（注）７	普通株式 22,800	普通株式 14,776,200	0	1,213	0	1,178
2024年９月１日～2025年８月31日（注）７	普通株式 21,900	普通株式 14,798,100	0	1,214	0	1,179
2025年９月１日～2026年８月31日（注）７	普通株式 865,900	普通株式 15,664,000	201	1,415	201	1,380

（注）１．Ａ種優先株式の取得
株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年４月12日付で、Ａ種優先株式のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付しております。
２．Ａ種優先株式の廃止
2022年４月15日付で、Ａ種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、当社が取得したＡ種優先株式のすべてが消滅し、同数の普通株式になりました。
３．2022年４月15日の定款変更によりＡ種優先株式から普通株式に変更となった株式のすべてについて、2022年５月16日付で消却しております。
４．株式分割（１：300）によるものであります。
５．有償一般募集（ブックビルディング方式）
発行価格：1,340円、引受価額：1,232.80円、資本組入額：616.40円
６．有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）
割当価格：1,232.80円、資本組入額：616.40円
割当先：野村證券株式会社
７．新株予約権の行使による増加であります。
８．2026年９月１日～2026年10月31日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式数が300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ０百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2026年８月31日現在

区分	株式の状況(１単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	2	17	19	14	16	3,425	3,493	―
所有株式数(単元)	―	5,558	6,050	9,107	1,703	117	134,028	156,563	7,700
所有株式数の割合(%)	―	3.55	3.86	5.82	1.09	0.07	85.61	100.00	―

（注）自己株式80株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年８月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
松岡　清一	東京都港区	8,970,200	57.3
北村　健	東京都世田谷区	1,400,000	8.9
株式会社mam	東京都港区芝一丁目７番３号1201号	663,300	4.2
特定金外信託受託者　株式会社SMBC信託銀行	東京都千代田区丸の内一丁目３番２号	555,300	3.5
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目６番21号	278,000	1.8
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋に丁目４番２号	230,000	1.5
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目６番１号	202,158	1.3
FIXER従業員持株会	東京都港区芝浦一丁目２番３号	186,865	1.2
林　充孝	東京都渋谷区	131,100	0.8
牧　寛之	京都府京都市中京区	97,400	0.6
計	―	12,714,323	81.2

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年８月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 15,656,300	156,563	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 7,700	―	―
発行済株式総数	15,664,000	―	―
総株主の議決権	―	156,563	―

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式80株が含まれております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他(　―　)	―	―	―	―
保有自己株式数	80	―	80	―

（注）当期間における保有自己株式数には、2026年11月１日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社では、株主に対する利益還元を重要な課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案して、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。

しかしながら、当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と組織体制強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来無配としてまいりました。現在におきましても、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。

なお、内部留保資金は、優秀な人材の採用等の必要運転資金やサービス基盤拡充、新規サービス開発のための資金として有効に活用していく方針であります。

また、剰余金の配当を行う場合は、年１回を基本方針としており、期末配当の基準日（８月31日）及び中間配当の基準日（２月末日）の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。

４ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「Technology to FIX your challenges.」を企業理念として掲げており、コーポレート・ガバナンスを企業価値向上のための重要な基本機能と位置づけ、「株主」、「顧客企業」、「取引先」、「当社サービスの利用者」、「従業員」や「地域社会」等、すべてのステークホルダーから信頼される企業であるために、企業価値・株主価値の最大化を図ることが使命であると認識しております。

そのため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題として認識し、内部統制システムの整備に注力するとともに、法令を遵守し健全で効率的な企業経営を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に向けた強化を推進してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 会社の機関の内容

当社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を会社の機関として設置しております。

a 取締役会

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名及び監査等委員である取締役３名で構成されております。原則として月に１回の取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行うことが可能な体制としております。当社の取締役会は、法令・定款に定められた事項に加え、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況の報告を行う場としても重要であると位置づけており、取締役相互の職務執行状況を監督しております。

b 監査等委員会

監査等委員である取締役は、すべて社外取締役であり、独立の立場から取締役会等の重要な会議への出席や業務内容の聴取及び重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行の状況を常に監視する体制により経営監査を行っております。原則として月に１回の監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査等委員が実効性のある監査を機動的に行うことができる体制としております。

また、内部監査室との日常的なコミュニケーションに加え、会計監査人も含めた三様監査を重視し、定期的に三者間会合を行うことで連携し、監査機能全体の維持向上を図っております。

c 会計監査人

当社は、外部監査としては、会計監査人として太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、通常の監査及び内部統制に関わる事項を含めて、適宜指導を受けております。

d 内部監査室

当社では内部監査室を設置し、代表取締役社長により直接任命された内部監査担当者を選任しております。内部監査室は、各事業年度において内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得たうえで内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長及び取締役会に対し報告しております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘するとともに、改善の進捗状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

e 経営会議

経営会議は、取締役、執行役員等により構成されております。原則として月に２回の経営会議を開催し、重要な経営事項について審議・報告を行い、機動的な意思決定と情報共有に努めております。

ｆ　報酬委員会

社外取締役２名、管理部門責任者１名の計３名で構成しております。年間スケジュールに沿って開催し、取締役会の諮問機関として取締役報酬制度並びに個人別報酬について審議を行ない、取締役会に対して、その意見を答申することにより取締役会の意思決定を補佐します。

ｇ　リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役会で選任された者を委員として構成されております。原則最低四半期に一度リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社に物理的、経済的又は信用上の不利益や損失を生じさせる可能性のある重要性の高いリスクを洗い出したうえで具体的な対応策を検討し、企業活動における法令順守に係る取組みの推進を行うほか、コンプライアンス違反又はそのおそれがある事実が生じた場合において速やかに再発防止策を講じることとしております。

ｈ　情報セキュリティ委員会

情報セキュリティ委員会は、トップマネジメントから任命された情報セキュリティ管理者の責任者の下、情報セキュリティ推進者と各領域から選任された者及び管理担当取締役で構成されております。原則として月に１回の情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティポリシーの遵守状況及び情報資産の取扱いについて、定期的に点検協議しております。

当社の取締役会、監査等委員会及び経営会議等は、以下のメンバーで構成されております。
（◎は議長を表す）

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議	報酬委員会（注）１	リスク・コンプライアンス委員会	情報セキュリティ委員会（注）２
代表取締役社長	松岡　清一	◎		○		◎	
取締役	磐前　豪	○		◎		○	○
社外取締役（監査等委員）	梅本　麻衣(戸籍上の氏名：宮原　麻衣)	○	○		○	○	
社外取締役（監査等委員）	山本　敬二郎	○	◎		◎	○	
社外取締役（監査等委員）	山口　貢	○	○			○	

（注）１．管理部門責任者１名が出席しております。
２．各領域から選任された情報セキュリティ推進者が出席しております。

ロ　当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の概要図

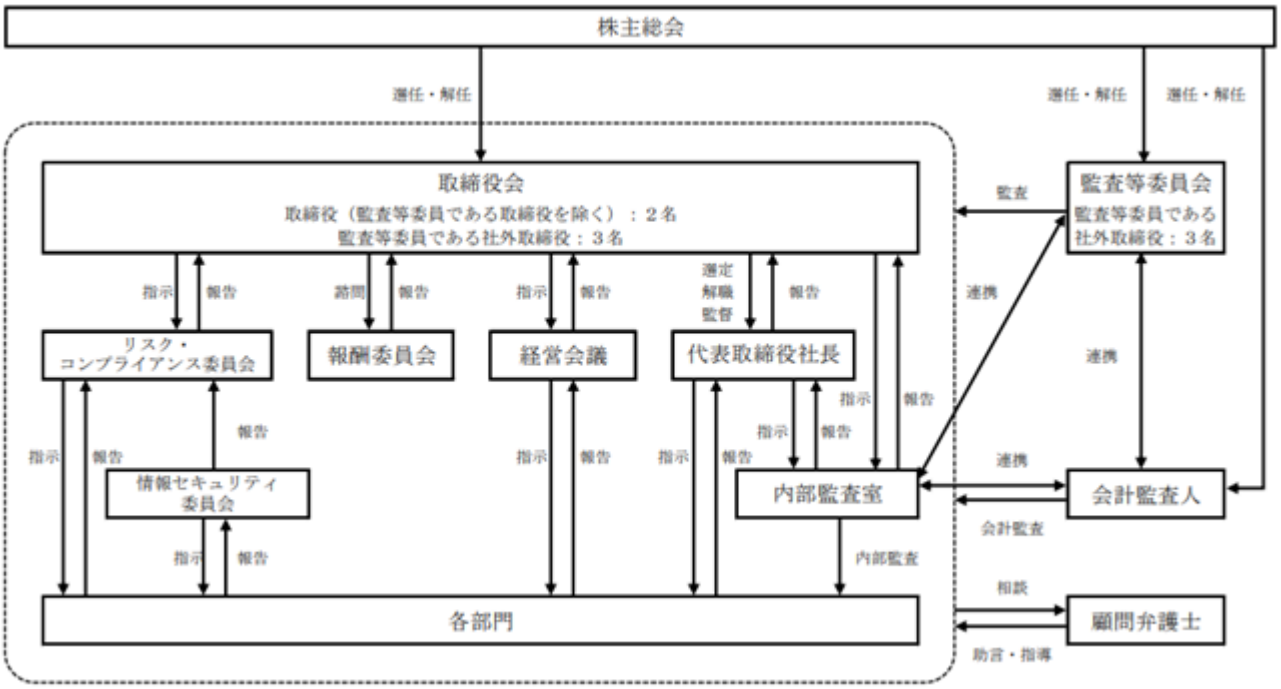

ハ　当該体制の採用理由

当社は事業内容及び会社規模に鑑み、「ロ　当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の概要図」に記載のとおり、株主総会、取締役会、監査等委員である取締役で構成される監査等委員会及び会計監査人を設置しております。取締役会では経営に関する社外取締役からの意見も取り入れながら、活発な議論が行われており、取締役相互に監視機能の発揮がなされております。監査等委員である取締役３名は、全て社外取締役であり、監査体制の強化を行っております。また、それぞれの専門性を活かしながら取締役の職務執行に対し厳正な監査を行っており、内部監査担当者及び会計監査人とも情報の共有と連携を行うよう努めております。これらの各機関が相互に連携・牽制を行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保することが可能になると判断し、現在の体制を採用しております。

③　企業統治に関するその他の事項

イ　内部統制システムの整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、その基本方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。基本方針については、経営環境の変化に応じて適宜見直すこととしており、基本方針の概要は以下のとおりであります。

ａ　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための規範として、コンプライアンス体制に係る規程を制定する。

(2) コンプライアンスを横断的に統括する部署を設置し、取締役及び使用人に教育を行う。

(3) 内部監査室はコンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、役員会議等に報告する。

(4) 法令遵守に関し疑義がある行為について、取締役及び使用人が直接通報を行う手段を確保する。

ｂ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い保存、管理を行う。

(2) 取締役が必要に応じて当該情報を知り得る体制を確保する。

c　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社のリスクを網羅、総括的管理を行う。

(2) 新たに発生したリスクについては、担当部署にて規程を制定し、取締役会にはかるものとする。

d　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。

(2) 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。

(3) 取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

e　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制並びに当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

(1) 必要に応じて、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことができるものとする。

(2) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の任命、異動、補助使用人の評価等の人事に関する事項は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員が協議の上定めるものとする。

(3) 内部監査室並びに管理部は、監査等委員の求めにより監査に必要な調査を補助する。

f　取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査等委員会に対して報告を行う。

①会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
②会社の業績に大きく影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
③その他当社規程への違反で重大なもの

(2) 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを保障する。

(3) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

g　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会が必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

(2) 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的会合を通じて情報及び意見交換を行う。

h　監査等委員の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行える体制とする。

i　財務報告の信頼性確保のための体制

(1) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。

(2) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

ｊ　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、取引関係を含め一切関わりを持たない。

(2) 不当な請求に対しては、必要に応じて顧問弁護士、警察等の外部専門家と連携をとり、毅然とした姿勢で対処する。

ロ　取締役の員数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名以内、監査等委員である取締役は５名以内とする旨を定款で定めております。

ハ　取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ニ　剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものであります。

ホ　取締役の責任免除

当社は、取締役の責任免除について、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

ヘ　責任限定契約

当社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ト　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、子会社の取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険の支払限度額の範囲内で、被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を填補するものであります。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

チ　株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

④　取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を21回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	松岡　清一	21回	21回
取締役	磐前　豪	21回	21回
社外取締役（監査等委員）	梅本　麻衣	21回	21回
社外取締役（監査等委員）	山本　敬二郎	21回	21回
社外取締役（監査等委員）	山口　貢	16回	16回
社外取締役	名古屋　聡介	5回	5回
社外取締役	竹鶴　孝太郎	5回	5回
社外取締役	小宮　義則	5回	5回

(注) 1．社外取締役山口貢は、2025年11月26日開催の定時株主総会において取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
2．社外取締役名古屋聡介、竹鶴孝太郎及び小宮義則は、2025年11月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容として、経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、法令及び社内規程に定められた事項の決議、決算及び業績の状況、内部統制及び内部監査の状況等について報告を受けております。

⑤　報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は報酬委員会を１回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
磐前　豪	１回	１回
名古屋　聡介	１回	１回
竹鶴　孝太郎	１回	１回

(注)　社外取締役名古屋聡介及び竹鶴孝太郎は、2025年11月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された報酬委員会の出席状況を記載しております。

報酬委員会における具体的な検討内容は、取締役等の報酬水準および報酬体系の妥当性、個々の取締役の報酬額に関する事項であります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性4名　女性1名(役員のうち女性の比率20%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	松岡　清一	1969年10月12日	1994年４月 2009年11月	野村システムズ関西株式会社（現NRIネットコム株式会社）入社 当社 代表取締役社長（現任）	(注) 2	8,970,200
取締役	磐前　豪	1975年12月９日	1999年４月 2004年12月 2008年６月 2018年５月 2020年２月 2020年９月	アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア株式会社）入社 株式会社ビービット 入社 同社 執行役員 当社入社 HRM Division ジェネラルマネージャー 当社 HR Division ジェネラルマネージャー 当社 取締役（現任）	(注) 2	24,600
取締役 (監査等委員)	梅本　麻衣 (戸籍上の氏名：宮原　麻衣)	1982年９月８日	2008年12月 2009年１月 2021年３月 2025年11月	弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 森・濱田松本法律事務所 入所（現森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）（現任） 当社 監査役 当社 取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	―
取締役 (監査等委員)	山本　敬二郎	1980年４月９日	2007年12月 2009年11月 2019年３月 2021年３月 2022年９月 2025年１月 2025年７月 2025年11月	監査法人A&Aパートナーズ 入所 公認会計士登録 リンクタイズ株式会社 監査役 当社 監査役就任 リンクタイズホールディングス株式会社 監査役（現任） 山本会計事務所　所長（現任） 有限会社山本会計センター　代表取締役（現任） 当社 取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	―
取締役 (監査等委員)	山口　貢	1960年６月22日	1983年４月 2013年７月 2017年７月 2021年６月 2022年６月 2025年６月 2025年７月 2025年７月 2025年７月 2025年11月	東海テレビ放送株式会社　入社 同社　営業局長 同社　取締役事業局長 三重テレビ放送株式会社　専務取締役 同社　代表取締役社長 同社　代表取締役社長　退任 株式会社ドリームファクトリーライツ　代表取締役社長（現任） 合同会社フルスイング　代表社員（現任） クレイジーゼロ株式会社　顧問（現任） 当社 取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	―
計						8,994,800

(注) １．取締役梅本麻衣（戸籍上の氏名：宮原麻衣）、山本敬二郎、山口貢は、社外取締役であります。
２．監査等委員でない取締役の任期は2026年８月期に係る定時株主総会終結の時から2027年８月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
３．監査等委員である取締役の任期は、2025年８月期に係る定時株主総会終結の時から2027年８月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
４．当社は執行役員制度を導入しております。本書提出日現在の執行役員の構成は以下のとおりであります。

役職名	氏名	担当役職
執行役員	小笠原　尚久	営業管轄

② 社外役員の状況

当社では、社外取締役３名を選任しております。なお、３名全員を監査等委員である取締役として選任しており、その任期は、2025年８月期に係る定時株主総会終結の時から、２年間であります。

社外取締役である梅本麻衣は、法務領域における専門的な経験を有し、客観的な視点による有益な助言や提言は、コーポレート・ガバナンスの強化につながるものであることから、社外取締役として選任しております。

社外取締役である山本敬二郎は、公認会計士としての豊富な専門性に加え、上場企業の法定監査のほか、任意監査や内部統制構築支援など豊富な会計監査業務の経験を有し、コーポレート・ガバナンスの強化につながるものであることから、社外取締役として選任しております。

社外取締役である山口貢は、放送業界における豊富な専門的知識と、経営における深い知見を有しております。今後弊社が推進していく映像事業との親和性も高く、事業展開に向けて貴重な助言をいただけるものと期待できることから、社外取締役として選任しております。

いずれも社外役員としての機能及び役割を適切に遂行できるものと判断しております。

当社では優秀な人材を社外役員として確保するため、優秀な社外役員が萎縮せずに能力を発揮できる環境を整備する目的で、社外役員の責任限定制度を採用しております。

なお、当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては会社法及び株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の独立性に関する判断基準等を参考とし、高い専門性や豊富な経営経験を有していること等の検討を行っております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携や内部統制部門との関係

社外取締役に対しては、管理部門担当役員が窓口となって、適宜必要な報告及び連絡を行うことで、取締役の職務執行を監督及び監査するために必要な情報が把握できる体制としております。

社外取締役は、会計監査人からの各種報告書等についての報告を内部監査室長から受けております。また、監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室長と適宜ディスカッションすることで情報共有や意見交換し、両者と連携を図っております。

なお、監査等委員会、内部監査人及び会計監査人の三者は、必要に応じて協議を行い、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社は、2025年11月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したため、以下の活動状況には、移行前の監査役会設置会社における監査役監査の活動状況も含んでおります。

監査等委員会は、独立性を有した社外取締役３名から構成されております。社外取締役である梅本麻衣（戸籍上の氏名：宮原麻衣）は、弁護士の資格を有しており、企業経営及び企業法務に関する相当程度の知見を有しております。社外取締役である山本敬二郎は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外取締役である山口貢は、放送業界における豊富な専門知識と経営における深い知見を有しております。

当事業年度において当社は監査等委員会設置会社に移行した2025年11月26日までに監査役会を４回、その後、当事業年度末までに監査等委員会を９回開催しており、個々の監査役及び監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

（監査等委員会設置会社移行前）

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役（社外）	本田　泰章	４回	４回
監査役（社外）	梅本　麻衣 (戸籍上の氏名： 宮原　麻衣)	４回	４回
監査役（社外）	山本　敬二郎	４回	４回

（監査等委員会設置会社移行後）

役職名	氏名	開催回数	出席回数
監査等委員（社外）	梅本　麻衣 (戸籍上の氏名： 宮原　麻衣)	９回	９回
監査等委員（社外）	山本　敬二郎	９回	９回
監査等委員（社外）	山口　貢	９回	９回

監査等委員会における具体的な検討事項として、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他重要な会議に出席して意見を述べるとともに、必要に応じて役職員に説明を求めること及び必要な書類を閲覧できることとしております。また代表取締役と定期的に会合をもち、監査等委員会監査の環境整備を図るとともに、重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼関係を深めるよう努めております。なお、内部監査室及び会計監査人とも適切に相互連携を実施しております。

② 内部監査の状況

当社は、内部監査室を設置し、代表取締役社長により直接任命された内部監査担当者（１名）を選任しております。内部統制の有効性及び実際業務の執行状況については、内部監査担当者による監査を定期的に実施しております。

内部監査担当者は、事業年度ごとに内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得たうえで内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長及び取締役会に報告しております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘するとともに、改善の進捗状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。さらに、定期的に会計監査人並びに監査等委員及び監査等委員会との情報及び意見交換を行い、相互の連携を図りながら監査の実効性の強化を図っております。

③　会計監査の状況

ａ　監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

ｂ　継続監査期間

2020年８月期以降７年間

ｃ　業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　島津　慎一郎
指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　梶野　健

ｄ　監査業務における補助者の構成

公認会計士　　４名
その他の補助者　　14名

ｅ　監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定に際しては、監査法人の品質管理体制、独立性、当社のビジネスに対する知識・理解に問題がないこと、監査計画並びに監査報酬の妥当性等を総合的に勘案して判断することとしております。

これまでの監査実績を踏まえ、太陽有限責任監査法人の独立性、専門性、効率性などを総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正に行われる体制を備えていると判断しております。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告することとしております。

ｆ　監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人の業務執行・品質管理体制、業務執行内容の妥当性、監査結果の相当性及び監査報酬の水準等を勘案するとともに、会計監査人との面談、意見交換等を通じて総合的に判断しており、太陽有限責任監査法人による会計監査は適正に行われていると評価しております。

④　監査報酬の内容等

ａ　監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	24	―	24	―
連結子会社	―	―	―	―
計	24	―	24	―

ｂ　監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(ａを除く)

該当事項はありません。

ｃ　その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ｄ　監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査法人より提示される監査計画の内容をもとに、監査工数等の妥当性を勘案、協議し、監査等委員会の同意を得たうえで決定することとしております。

ｅ　監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査法人より提示される監査計画の内容をもとに、職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等の適切性について必要な検証を行い、適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方針の決定に関する方針を定めております。その内容は、人材獲得・維持のための競争力の確保並びに企業の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの観点から、役員の報酬についても、競争力のある水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬の決定方針として、報酬は金銭報酬とし、報酬基準額は、外部専門会社が保有する上場企業を中心とした統計データを参考値に、役位及び執行領域範囲に応じ設定しております。報酬構成比率は、固定報酬80%、業績連動報酬（賞与）20%で設定され、業績連動報酬の業績指標には当期純利益を用いることとしております。業績連動報酬には上限を設け、固定報酬と業績連動報酬を合計した報酬基準額の最大20%としております。社外取締役については、固定報酬のみを支給しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2025年11月26日開催の定時株主総会決議により、年間500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。決議日時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は２名）と決議されております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2025年11月26日開催の定時株主総会決議により、年間50百万円以内（決議日時点では監査等委員である取締役の員数は３名）と決議されており、各監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議で決定しております。

また、各取締役の報酬に関して、公正性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2021年９月の取締役会決議において報酬委員会を設置しております。

報酬委員会は、取締役会の諮問機関として取締役報酬制度並びに個人別の報酬について審議を行い、取締役会に対してその意見を答申することにより、取締役会の意思決定を補佐しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、その内容が当該決定方針と整合していることを取締役会において確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	29	29	－	－	－	2
監査等委員である取締役(社外取締役を除く)	－	－	－	－	－	－
監査役(社外監査役を除く)	－	－	－	－	－	－
社外役員	24	24	－	－	－	7

（注）当社は、2025年11月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。上記の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の報酬等及び員数並びに社外役員の報酬等及び員数には、当該移行前の期間に係るものを含んでおります。また、監査役の報酬等及び員数は当該移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役の報酬等及び員数は当該移行後の期間に係るものであります。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式の政策保有は、当社のサービス取引等の維持・拡大が期待され、有益かつ重要と判断できる場合に限り行っております。

また、毎年、取締役会において、政策保有株式について、保有する便益やリスクが資本コストに見合っているか、政策保有株主との間の取引の経済合理性があるか等を検証し、保有の適否に関する評価を実施しております。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	53
非上場株式以外の株式	－	－

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	－	－	－
非上場株式以外の株式	－	－	－

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	－	－
非上場株式以外の株式	－	－

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

① 経営戦略と関連付けた人材戦略の基本方針

当社グループは、持続的な成長及び企業価値の向上を支える最も重要な経営資源は人材であると認識しております。Sovereign GaiXerを中心とした事業構造への転換を進める中、経営戦略の実行に必要な人材の育成と配置の適正化を通じて、顧客への提供価値及び収益性の向上を図ることを人材戦略の基本方針としております。

従来の採用による人員拡大を重視した方針を見直し、新卒・中途採用を抑制するとともに、既存人材の能力向上及び活用に重点を置いております。事業規模や案件の状況に応じた人員体制を構築し、重点事業への人材配置と既存事業の安定的な運営の両立を図ってまいります。

② 事業の推進に必要な人材の育成及び配置

当社グループは、クラウド及び生成AIに関する技術を製品・サービスとして実装する人材、顧客の課題を把握して導入・活用を提案する人材、並びにサービスの安定運用及び事業運営を支える人材の育成を重視しております。

これまで培ってきたクラウド技術に関する知識・経験を基盤に、生成AI等の事業展開に必要な技術力、提案力及び業務遂行能力の向上を図ってまいります。また、若手から中堅層まで、それぞれの能力や経験に応じて役割を担い、事業の推進に貢献できる体制を目指しております。

人員配置については、Sovereign GaiXerへの配置転換を進めるとともに、各事業の収益性や案件の状況を踏まえて見直しております。顧客向けの有償業務への従事を優先し、従業員の能力・経験を活かした配置を通じて、生産性の向上及び収益基盤の強化に取り組んでまいります。

③ 多様な人材が能力を発揮できる環境の整備

当社グループは、多様な価値観や専門性を持つ従業員が、それぞれの能力を発揮できる職場環境の整備を重視しております。人事制度や働き方の継続的な改善を図るとともに、事業構造の転換に伴う役割の変化に対応し、従業員の成長を事業の成果につなげる環境づくりに努めてまいります。

④ 従業員の給与等の額及び内容の決定に関する方針

当社における従業員の給与等は、給与規程その他の社内規程に基づき、職務内容、役割及び責任、能力並びに業務上の成果等を総合的に勘案して決定することを基本としております。また、賞与については、当社の業績及び財務状況並びに個人の評価等を踏まえて支給額を決定する方針としております。

人件費全体については、事業の継続性及び収益性との均衡を図りながら管理し、従業員の能力発揮と事業への貢献を適切に評価する処遇に努めてまいります。連結子会社については、各社の事業特性及び人事・給与制度等を踏まえて決定しております。

⑤ 賃上げに関する考え方

当社は、従業員の成長及び事業への貢献を適切に処遇へ反映することが、中長期的な企業価値の向上につながると考えております。

足元では、収益基盤の再構築を優先し、採用抑制、配置転換及び体制の見直しを通じた人員体制の適正化を進めております。賃金の改定については、こうした経営状況に加え、業績及び財務状況、生産性、個人の役割及び成果等を総合的に勘案して判断し、持続的な事業運営と従業員の処遇の両立を図ってまいります。

なお、人材育成及び社内環境整備に関する方針並びに指標及び目標については、「第２ 事業の状況 ２ サステナビリティに関する考え方及び取組 (2) 人的資本に関する戦略と指標及び目標」に記載しております。

(2) 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年８月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
クラウドサービス事業	288
合計	288

(注) １．従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。なお、従業員数には執行役員１名を含んでおりません。
２．臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略し、上記従業員数に含んでおりません。
３．当社グループはクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。
４．前連結会計年度末に比べ従業員数が69名減少しておりますが、主な理由は採用を抑制したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2026年８月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
288	28.2	3.3	5,641	△1.2

(注) １．従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。なお、従業員数には執行役員１名を含んでおりません。
２．臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略し、上記従業員数に含んでおりません。
３．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。また、休業・休職者は含んでおりません。
４．当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。
５．前事業年度末に比べ従業員数が69名減少しておりますが、主な理由は採用を抑制したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

① 提出会社

当事業年度						補足説明
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（%）（注）	男性労働者の育児休業取得率（%）（注）		労働者の男女の賃金の額の差異（%）（注）			
	正規雇用労働者	パート・有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
33.3	66.7	－	96.6	97.6	31.9	－

（注）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

② 連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しています。

第５ 【経理の状況】

１ 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

２ 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度(2025年９月１日から2026年８月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年９月１日から2026年８月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

３ 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、必要に応じ監査法人や顧問税理士との協議を実施し、積極的な専門知識の蓄積並びに情報収集活動に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,088	1,205
売掛金及び契約資産	※1 767	※1 434
仕掛品	―	192
その他	288	193
流動資産合計	4,144	2,026
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	0	0
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	0	0
有形固定資産合計	※2 0	※2 0
投資その他の資産		
投資有価証券	53	53
敷金	283	281
その他	12	19
投資その他の資産合計	348	354
固定資産合計	348	354
資産合計	4,493	2,381
負債の部		
流動負債		
買掛金	291	265
短期借入金	―	2
１年内返済予定の長期借入金	7	2
未払金	181	126
未払費用	59	46
未払法人税等	1	14
契約負債	26	34
賞与引当金	109	20
その他	6	5
流動負債合計	683	519
固定負債		
長期借入金	2	―
固定負債合計	2	―
負債合計	685	519
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,214	1,415
資本剰余金	1,179	1,380
利益剰余金	1,365	△936
自己株式	△0	△0
株主資本合計	3,760	1,860
新株予約権	1	2
非支配株主持分	45	―
純資産合計	3,807	1,862
負債純資産合計	4,493	2,381

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	当連結会計年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)
売上高	※１ 3,980	※１ 3,122
売上原価	3,498	3,152
売上総利益又は売上総損失（△）	482	△29
販売費及び一般管理費		
給料及び賞与	656	736
賞与引当金繰入額	48	8
支払手数料	283	320
地代家賃	278	280
支払報酬	330	521
その他	615	419
販売費及び一般管理費合計	※２ 2,212	※２ 2,286
営業損失（△）	△1,729	△2,316
営業外収益		
受取利息	4	5
受取配当金	0	0
為替差益	0	0
雑収入	6	1
営業外収益合計	11	6
営業外費用		
支払利息	0	0
雑損失	0	0
営業外費用合計	1	0
経常損失（△）	△1,719	△2,310
特別利益		
新株予約権戻入益	0	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
減損損失	※３ 335	※３ 31
特別損失合計	335	31
税金等調整前当期純損失（△）	△2,055	△2,341
法人税、住民税及び事業税	8	6
法人税等調整額	56	－
法人税等合計	65	6
当期純損失（△）	△2,120	△2,347
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	△3	△45
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△2,117	△2,302

【連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2024年９月１日 至 2025年８月31日）	当連結会計年度 （自 2025年９月１日 至 2026年８月31日）
当期純損失（△）	△2,120	△2,347
包括利益	△2,120	△2,347
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	△2,117	△2,302
非支配株主に係る包括利益	△3	△45

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,213	1,178	3,483	△0	5,875
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	0	0			1
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△2,117		△2,117
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	0	0	△2,117	△0	△2,115
当期末残高	1,214	1,179	1,365	△0	3,760

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	1	－	5,877
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			1
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△2,117
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	45	45
当期変動額合計	△0	45	△2,069
当期末残高	1	45	3,807

当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,214	1,179	1,365	△0	3,760
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	201	201			402
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△2,302		△2,302
自己株式の取得					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	201	201	△2,302	－	△1,899
当期末残高	1,415	1,380	△936	△0	1,860

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	1	45	3,807
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			402
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△2,302
自己株式の取得			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	△45	△45
当期変動額合計	0	△45	△1,945
当期末残高	2	－	1,862

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	当連結会計年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失（△）	△2,055	△2,341
減価償却費	57	8
減損損失	335	31
新株予約権戻入益	△0	△0
受取利息及び受取配当金	△4	△5
支払利息	0	0
売上債権の増減額（△は増加）	440	332
棚卸資産の増減額（△は増加）	―	△192
仕入債務の増減額（△は減少）	△32	△25
賞与引当金の増減額（△は減少）	△11	△89
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△0	―
未払金の増減額（△は減少）	109	△54
未払費用の増減額（△は減少）	△52	△12
その他の資産の増減額（△は増加）	△28	54
その他の負債の増減額（△は減少）	△32	14
小計	△1,274	△2,280
利息及び配当金の受取額	4	4
利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△36	―
法人税等の還付額	259	36
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,047	△2,239
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△30	△39
有形固定資産の売却による収入	4	―
投資有価証券の取得による支出	△53	―
投資有価証券の売却による収入	0	―
敷金の差入による支出	△0	―
敷金の回収による収入	14	0
保険積立金の積立による支出	―	△2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△65	△40
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（△は減少）	―	2
長期借入金の返済による支出	△7	△7
株式の発行による収入	1	402
自己株式の取得による支出	△0	―
新株予約権の発行による収入	―	1
非支配株主からの払込みによる収入	49	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	43	398
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,069	△1,882
現金及び現金同等物の期首残高	4,154	3,085
現金及び現金同等物の期末残高	※ 3,085	※ 1,202

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、持続的な成長と収益基盤の強化に向け、クラウド事業で培った技術力及び業務知見を活用し、オンプレミス型生成AIサービス「Sovereign GaiXer」を成長の柱とする事業構造への転換を進めております。現在は、同サービスの製品化を経て、販売・導入の拡大と業務に応じたアプリケーションの展開に経営資源を重点配分する事業転換期にあります。

一方で、当連結会計年度においては、「Sovereign GaiXer」の製品開発及び販売体制の立ち上げや、医療分野における生成AIサービスの販売本格化が当初の想定より遅れたことに加え、プロジェクト型サービスの受注未達等により、売上高が計画を下回りました。また、クラウド版「GaiXer」及びプロジェクト型サービスの売上水準に応じた人員及び組織体制の見直しが十分に進まず、固定費が高水準で推移したことが収益を悪化させております。この結果、前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度においても、営業損失2,316百万円、経常損失2,310百万円及び親会社株主に帰属する当期純損失2,302百万円を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローも引き続きマイナスとなっております。このような状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消するため2026年９月開催の取締役会で決議した2027年８月期事業計画に基づき、以下の対応策を進めてまいります。

①　固定費の削減及び事業規模に見合った経営体制への見直し

当社グループは、売上高の拡大による収益改善に加え、人件費、拠点関連費用及び業務委託費等の削減を進め、損益分岐点の引下げを図ってまいります。

人件費については、事業規模及び各事業の収益性に応じた人員体制の見直しと配置の適正化を進め、人件費関連費用の削減に取り組んでまいります。なお、顧客案件への要員配置により収益の確保が見込める場合には、有償稼働を優先し、収益性の改善を図ってまいります。

拠点関連費用については、2026年７月末に四日市事業所の一部フロアの賃貸借契約を終了しております。加えて、名古屋事業所の賃貸借契約を2027年３月の契約満了に伴い終了するとともに、東京本社の賃借区画の２分の１についても同月末で契約を終了する計画であります。これにより、2027年４月以降の家賃、共益費及び水道光熱費等の削減を見込んでおります。

併せて、業務委託人件費、役員報酬、採用費、支払手数料及び社内利用のソフトウエア・クラウドサービス利用料等の見直しを進めてまいります。

②　経営資源の重点配分及び収益力の改善

当社グループは、クラウド版「GaiXer」の売上水準に見合った人員及び組織体制への見直しを進めており、2026年７月には、同サービス担当人員の約半数を「Sovereign GaiXer」事業へ配置転換しております。

当連結会計年度中に製品化を完了した「Sovereign GaiXer」については、官公庁・自治体及び機微情報を取り扱う企業等における導入事例を活用し、直販及び販売代理店を通じた販売活動を推進してまいります。また、営業管理基盤を活用して案件の発掘から提案、受注及び納品までの進捗を可視化し、案件ごとの受注確度及び売上計上時期を管理することで、販売計画の実現性を高めてまいります。

クラウド版「GaiXer」及び既存事業についても、事業ごとの収益性を踏まえた経営資源の配分を進め、売上原価及び運営費用の適正化に取り組んでまいります。

③　事業計画及び資金繰りの管理

2027年８月期事業計画では、契約・受注の状況、見積提出状況及び過去実績等の根拠に基づく予算を経営管理の基準とし、新規施策等による成長目標とは区分して管理しております。

当該計画に基づき、売上高及び費用の進捗に加え、製品の仕入代金の支払い、売上代金の回収並びに拠点見直しに伴う支出及び敷金の返還等を反映した資金繰りを継続的に確認し、支出の適正化及び手元資金の確保に努めてまいります。

④　資金確保に向けた取り組み

当社グループは、安定的な事業運営及び上記対応策の実行に必要な資金を確保するため、費用削減を進めるとともに、事業計画の進捗及び資金繰りの状況に応じて、必要となる資金の額及び時期を精査しております。その上で、金融機関その他の関係先との協議を通じ、借入れその他の資金調達手法を含め、必要な資金の確保及び資金負担の平準化を検討しております。

しかしながら、上記の対応策は実施途上にあり、人員体制の見直し及び拠点関連費用の削減が計画どおりに進まない可能性があることに加え、「Sovereign GaiXer」等の受注及び売上計上の時期や規模には不確実性があります。また、資金確保に向けた協議及び検討についても、その実現の時期及び条件等には不確実性があります。これらにより、資金繰りが計画どおりに改善しない可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

１．連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

株式会社メディカルAIソリューションズ

２．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②　棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物付属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	６～18年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	３～15年

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約形態は主に準委任契約、請負契約に大別されます。主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 準委任契約

準委任契約は、主としてシステムエンジニア等の専門要員の労働力やライセンス利用等を契約期間にわたって顧客に提供するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しておりません。

準委任契約による取引については、顧客への役務提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、作業期間やライセンス利用等の役務の提供に応じて収益を認識しております。

② 請負契約

請負契約は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウエアを制作し顧客に納品するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しております。

請負契約による取引については、作業の進捗に伴い顧客に財又はサービスが移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度の測定には、主として期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用しております。

(5) 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

１　当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
繰延税金資産	―	―

２　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、過去の業績や将来の事業計画に基づく課税所得の金額に基づき算出しております。繰延税金資産の金額は、今後の連結会計年度における課税所得が見積りと異なった場合に、将来減算一時差異の回収可能性の判断が変化することで増減する可能性があります。

なお、当連結会計年度は、将来の課税所得を見積った結果、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の全額に合理的な期間内の回収可能性が認められないと判断し、繰延税金資産を計上しておりません。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年８月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による当社グループの連結財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号　2026年１月９日）

・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号　2026年１月９日）

(1) 概要

後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会　監査・保証基準委員会　監査基準報告書560実務指針第１号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年８月期の期首から適用予定であります。

(連結貸借対照表関係)

※１　売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) ３．(1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※２　有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	208百万円	210百万円

３　当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	1,000百万円	1,000百万円
借入実行残高	―　〃	―　〃
差引額	1,000百万円	1,000百万円

(連結損益計算書関係)

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) １．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
0百万円	－百万円

※３　減損損失

前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
東京都港区　他	事業用資産	建物	161
		車両運搬具	6
		工具、器具及び備品	53
		敷金	101
		その他	12
合計			335

当社グループは、クラウドサービス事業の単一事業であることから、全社一体としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、経営環境及び今後の事業計画を勘案した結果、収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなったことから、上記事業用資産に減損の兆候を識別し、割引前将来キャッシュ・フローを用いて減損損失の認識の検討を行った結果、将来キャッシュ・フローの見積り総額が当該資産グループの帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値によって測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとしております。

当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
東京都港区　他	事業用資産	工具、器具及び備品	30
		その他	0
合計			31

当社グループは、クラウドサービス事業の単一事業であることから、全社一体としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、経営環境及び今後の事業計画を勘案した結果、収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなったことから、上記事業用資産に減損の兆候を識別し、割引前将来キャッシュ・フローを用いて減損損失の認識の検討を行った結果、将来キャッシュ・フローの見積り総額が当該資産グループの帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値によって測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとしております。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14,776,200	21,900	―	14,798,100

（変動事由の概要）

新株予約権の行使による増加　　21,900株

２　自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	35	45	―	80

（変動事由の概要）

単元未満株式の買取りによる増加　　45株

３　新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高（百万円）
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
ストック・オプションとしての第１回新株予約権	―	―	―	―	―	1
ストック・オプションとしての第２回新株予約権	―	―	―	―	―	―
合計		―	―	―	―	1

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14,798,100	865,900	―	15,664,000

（変動事由の概要）

新株予約権の行使による増加　　865,900株

２　自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	80	―	―	80

３　新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
ストック・オプションとしての第１回新株予約権	―	―	―	―	―	1
ストック・オプションとしての第２回新株予約権	―	―	―	―	―	―
第３回新株予約権	普通株式	―	1,200,000	838,000	362,000	0
第４回新株予約権	普通株式	―	1,200,000	―	1,200,000	0
第５回新株予約権	普通株式	―	1,200,000	―	1,200,000	0
合計		―	3,600,000	838,000	2,762,000	2

(注) １．目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
２．第３回、第４回及び第５回新株予約権の増加は、発行によるものであります。
３．第３回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。
４．第３回、第４回及び第５回新株予約権について、2026年９月10日開催の取締役会において、残存する新株予約権の全部を取得し、消却することを決議し、2026年９月30日付で取得及び消却いたしました。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
現金及び預金	3,088百万円	1,205百万円
預入期間が３か月を超える定期預金	△3　〃	△3　〃
現金及び現金同等物	3,085百万円	1,202百万円

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして必要な資金（主に金融機関借入）を調達しております。また、一時的な余資は銀行預金に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する会社の株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、ほとんど１年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、取引先ごとの入金期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、定期的に与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行会社の財務状況等を把握しております。

敷金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

② 市場リスクの管理

長期借入金については、定期的に市場金利の状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）１を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2025年８月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
敷金	283	242	△40
資産計	283	242	△40
長期借入金 （１年内返済予定を含む）	10	9	△0
負債計	10	9	△0

当連結会計年度(2026年８月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
敷金	281	218	△63
資産計	281	218	△63
長期借入金 （１年内返済予定を含む）	2	2	△0
負債計	2	2	△0

(注) １．市場価格のない株式等

区分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	53	53
出資金	0	0

２．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2025年８月31日)

	１年以内 (百万円)	１年超 ５年以内 (百万円)	５年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,088	―	―	―
売掛金及び契約資産	767	―	―	―
敷金	―	―	108	174
合計	3,856	―	108	174

当連結会計年度(2026年８月31日)

	１年以内 (百万円)	１年超 ５年以内 (百万円)	５年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,205	―	―	―
売掛金及び契約資産	434	―	―	―
敷金	―	―	108	172
合計	1,640	―	108	172

３．長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2025年８月31日)

	１年以内 (百万円)	１年超 ２年以内 (百万円)	２年超 ３年以内 (百万円)	３年超 ４年以内 (百万円)	４年超 ５年以内 (百万円)	５年超 (百万円)
長期借入金	7	2	―	―	―	―
合計	7	2	―	―	―	―

当連結会計年度(2026年８月31日)

	１年以内 (百万円)	１年超 ２年以内 (百万円)	２年超 ３年以内 (百万円)	３年超 ４年以内 (百万円)	４年超 ５年以内 (百万円)	５年超 (百万円)
短期借入金	2	―	―	―	―	―
長期借入金	2	―	―	―	―	―
合計	5	―	―	―	―	―

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年８月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年８月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年８月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	242	－	242
資産計	－	242	－	242
長期借入金	－	9	－	9
負債計	－	9	－	9

当連結会計年度(2026年８月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	218	－	218
資産計	－	218	－	218
長期借入金	－	2	－	2
負債計	－	2	－	2

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

これらの時価は、返還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値で算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を借入期間に応じた利率で割り引いた現在価値で算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(2025年８月31日)

非上場株式（連結貸借対照表計上額53百万円）及び出資金（連結貸借対照表計上額０百万円）については、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

当連結会計年度(2026年８月31日)

非上場株式（連結貸借対照表計上額53百万円）及び出資金（連結貸借対照表計上額０百万円）については、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	0百万円	0百万円

３．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
決議年月日	2019年８月29日	2019年８月29日
付与対象者の区分及び人数	当社新株予約権の受託者　１(注)２	当社取締役　２名 当社監査役　１名 当社従業員　110名
株式の種類別のストック・オプションの数　(注)１	普通株式　945,000株	普通株式　557,400株
付与日	2019年８月30日	2019年12月１日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2019年８月30日 至　2029年８月29日	自　2021年８月30日 至　2029年８月29日

（注）１．株式数に換算して記載しております。なお、2022年６月２日付株式分割（普通株式１株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

２．本新株予約権は、平田実氏を受託者とする信託に割当てられ、当社による受益者の指定時に、指定された当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員、並びにこれらの会社と業務委託契約を締結している顧問及び社外協力者に交付されます。

信託期間満了日（A01：2023年４月６日）の到来に伴って、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して以下のとおり交付しております。

当社の取締役、監査役：　４名

当社の執行役員　　：　２名

当社の従業員　　：136名

信託期間満了日（A02：2025年４月６日）の到来に伴って、コタエル信託株式会社にすべて交付しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年８月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
決議年月日	2019年８月29日	2019年８月29日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	―	―
付与	―	―
失効	―	―
権利確定	―	―
未確定残	―	―
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	825,000	146,400
権利確定	―	―
権利行使	6,900	21,000
失効	62,700	9,600
未行使残	755,400	115,800

(注) 2022年６月２日付株式分割（普通株式１株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
決議年月日	2019年８月29日	2019年８月29日
権利行使価格(円)	80	80
行使時平均株価(円)	399	439
付与日における公正な評価単価(円)	1.67	―

(注) 2022年６月２日付株式分割（普通株式１株につき300株の割合）による分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

4　ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第１回新株予約権の公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法

モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及び見積り方法

	第１回新株予約権
株価変動性　（注）１	63.69%
満期までの期間　（注）２	10年間
配当利回り　（注）３	０%
無リスク利子率　（注）４	-0.253%

(注) １．ストック・オプションの付与時点において、当社は未公開会社であるため、類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用しております。
２．割当日から権利行使期間満了日までの期間を採用しております。
３．直近の配当実績に基づき算定しております。
４．満期日までの期間に対応した国債の利回りを採用しております。

第２回新株予約権の公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

ストック・オプションの付与時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値の見積り方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、DCF法に基づき算定しております。

なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格以下となり、付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

5　ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6　ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	39百万円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	7百万円

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
繰延税金資産		
減価償却費及び減損損失	68百万円	67百万円
賞与引当金	33 〃	6 〃
資産除去債務	45 〃	41 〃
税務上の繰越欠損金(注)	538 〃	1,327 〃
その他	9 〃	9 〃
繰延税金資産小計	695百万円	1,452百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△538 〃	△1,327 〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△157 〃	△124 〃
評価性引当額小計	△695 〃	△1,452 〃
繰延税金資産合計	－百万円	－百万円

(注)　税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年８月31日)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	－	－	－	－	－	538	538百万円
評価性引当額	－	－	－	－	－	△538	△538 〃
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	(b) － 〃

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金538百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産を計上しておりません。

当連結会計年度(2026年８月31日)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金(c)	－	－	－	－	－	1,327	1,327百万円
評価性引当額	－	－	－	－	－	△1,327	△1,327 〃
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	(d) － 〃

(c) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(d) 税務上の繰越欠損金1,327百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産を計上しておりません。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復に関わる債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはクラウドサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
準委任契約	2,346	2,789
請負契約	1,631	301
その他	2	31
顧客との契約から生じる収益	3,980	3,122
外部顧客への売上高	3,980	3,122

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	376	713
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	713	410
契約資産(期首残高)	832	54
契約資産(期末残高)	54	24
契約負債(期首残高)	9	26
契約負債(期末残高)	26	34

契約資産は主に、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、主に準委任契約に基づくサービスの提供における、顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、26百万円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が29百万円減少した主な理由は、顧客との契約から生じた債権への振替による減少が、収益の認識による増加を上回ったことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、主に顧客の要求する仕様に沿ったシステム開発とその運用に関するものであります。

当連結会計年度において、当初に予想される契約期間が１年を超える取引はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社グループは、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
デジタル庁	658	クラウドサービス事業
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会	635	クラウドサービス事業
ヤマトシステム開発株式会社	446	クラウドサービス事業
大和アセットマネジメント株式会社	439	クラウドサービス事業

当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社グループは、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和アセットマネジメント株式会社	591	クラウドサービス事業
国立研究開発法人国立がん研究センター	444	クラウドサービス事業
ヤマトシステム開発株式会社	400	クラウドサービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
１株当たり純資産額	254.09円	118.75円
１株当たり当期純損失(△)	△143.22円	△151.80円

(注) １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
２．１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△2,117	△2,302
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△2,117	△2,302
普通株式の期中平均株式数(株)	14,783,981	15,165,961
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	―	第３回新株予約権 新株予約権の数　3,620個 （普通株式　362,000株） 第４回新株予約権 新株予約権の数　12,000個 （普通株式　1,200,000株） 第５回新株予約権 新株予約権の数　12,000個 （普通株式　1,200,000株） 上記の新株予約権は、2026年９月30日付でその全部を取得及び消却しております。

３．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2025年８月31日)	当連結会計年度末 (2026年８月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	3,807	1,862
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	47	2
(うち新株予約権(百万円))	(1)	(2)
(うち非支配株主持分(百万円))	(45)	(－)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	3,760	1,860
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	14,798,020	15,663,920

(重要な後発事象)

（第三者割当による新株予約権の取得及び消却）

当社は、2026年９月10日開催の取締役会において、2025年12月29日にEVO FUNDを割当先として発行した第３回乃至第５回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「本新株予約権」といいます。）について、各本新株予約権の発行要項第14項第(１)号の規定に基づき、取得日に残存する本新株予約権の全部を取得すること、並びに取得した本新株予約権の全部を同日付で消却することを決議し、2026年９月30日付で取得及び消却いたしました。

１．取得及び消却した新株予約権の内容

（１）取得及び消却した新株予約権の数	第３回新株予約権　3,620個（本新株予約権１個につき普通株式100株） 第４回新株予約権　12,000個（本新株予約権１個につき普通株式100株） 第５回新株予約権　12,000個（本新株予約権１個につき普通株式100株）
（２）取得価額	第３回新株予約権　119,460円（本新株予約権１個当たり33円） 第４回新株予約権　336,000円（本新株予約権１個当たり28円） 第５回新株予約権　288,000円（本新株予約権１個当たり24円）
（３）消却後に残存する新株予約権の数	第３回新株予約権　０個 第４回新株予約権　０個 第５回新株予約権　０個
（４）取得日及び消却日	2026年９月30日

２．取得及び消却を行った理由

当社は、2025年12月12日付「第3回乃至第5回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに新株予約権の買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」において、M&A・資本業務提携及び当時の「GaiXer ThinkStation」（現「Sovereign GaiXer」）事業への投資資金として、本新株予約権の発行及び行使により総額2,025百万円を調達する予定であることを公表いたしました。

その後、2026年６月17日付「資金使途の変更に関するお知らせ」において、当初M&A・資本業務提携に充当する予定であった900百万円をSovereign GaiXer事業への投資に振り向け、調達資金の全額を同事業の成長投資に充当する方針へ変更いたしました。

2026年９月１日公表の「2026年８月期 通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、当社はSovereign GaiXerの製品化を完了いたしました。これにより、同事業は製品開発を中心とする局面から、販売体制の強化及び顧客基盤の拡大を中心とする局面へ移行しております。この事業局面の移行を踏まえ、当社は、製品仕入、顧客導入・運用支援、販売促進及びマーケティング等の今後の投資計画を改めて検討いたしました。その結果、当初想定していた先行的かつまとまった規模の投資ではなく、受注の進捗及び案件ごとの収益性を確認しながら、重点対象、規模及び時期を段階的に決定する方針へ見直すこととといたしました。

今後必要となる支出は、受注及び案件の進捗に応じて個別に発生する性質のものであり、現時点では、未調達額1,625百万円の全額に対応する具体的な支出内容及び時期は確定しておりません。また、今後の投資は、受注の進捗、案件ごとの収益性及び資金需要の具体化に応じて段階的に実施する方針であるため、現時点で同未調達額の全額を外部からまとめて調達する必要はないと判断しております。

一方、本新株予約権による資金調達を継続した場合、具体的な支出時期が定まっていない資金を先行して調達することとなり、資金効率が低下するほか、残存する本新株予約権の全てが行使された場合には、2,762,000株の新株発行による希薄化が生じます。また、本新株予約権は行使価額修正条項付であり、当社株価に応じて調達額が変動するため、当社が実際に必要とする金額及び時期に対応した資金調達とならない可能性があります。資本コストに見合う具体的な投資機会が確定していない段階で、このような希薄化を伴う資本を調達することは、資本効率及び既存株主の皆様の利益の観点から適切ではないと判断いたしました。以上を総合的に検討した結果、本新株予約権による大規模なエクイティ・ファイナンスを継続する合理性は低下したものと判断いたしました。このため、本新株予約権による資金調達を終了し、残存する本新株予約権の全部を取得及び消却することとしました。

本件により、取得日以降、本新株予約権に係る潜在株式はなくなり、将来の希薄化の可能性が解消されることとなります。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	―	2	1.6	―
１年以内に返済予定の長期借入金	7	2	1.3	―
長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く)	2	―	―	―
合計	10	5	―	―

(注) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

		中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高	(百万円)	1,563	3,122
税金等調整前中間(当期)純損失(△)	(百万円)	△1,268	△2,341
親会社株主に帰属する中間(当期)純損失(△)	(百万円)	△1,247	△2,302
１株当たり中間(当期)純損失(△)	(円)	△84.22	△151.80

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,991	1,165
売掛金及び契約資産	※1 769	※1 494
仕掛品	―	192
前渡金	―	2
前払費用	89	79
その他	※1 199	※1 104
流動資産合計	4,050	2,038
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	0	0
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	0	0
有形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	53	53
関係会社株式	51	―
出資金	0	0
長期前払費用	―	5
敷金	283	281
その他	12	14
投資その他の資産合計	399	354
固定資産合計	399	354
資産合計	4,450	2,393

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	291	265
短期借入金	―	2
１年内返済予定の長期借入金	7	2
未払金	181	126
未払費用	59	46
未払法人税等	1	14
契約負債	26	34
預り金	6	5
賞与引当金	109	20
流動負債合計	683	518
固定負債		
長期借入金	2	―
固定負債合計	2	―
負債合計	685	518
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,214	1,415
資本剰余金		
資本準備金	1,179	1,380
資本剰余金合計	1,179	1,380
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,369	△924
利益剰余金合計	1,369	△924
自己株式	△0	△0
株主資本合計	3,763	1,872
新株予約権	1	2
純資産合計	3,764	1,874
負債純資産合計	4,450	2,393

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	当事業年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)
売上高	※ 3,982	※ 3,213
売上原価	3,498	3,152
売上総利益	484	61
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	74	59
役員報酬	97	53
給料及び賞与	656	736
減価償却費	36	8
賞与引当金繰入額	48	8
支払手数料	283	320
地代家賃	※ 278	※ 279
支払報酬	124	517
その他	609	293
販売費及び一般管理費合計	2,208	2,277
営業損失（△）	△1,724	△2,216
営業外収益		
受取利息	4	5
受取配当金	0	0
為替差益	0	0
業務受託料	※ 1	※ 4
雑収入	6	1
営業外収益合計	12	11
営業外費用		
支払利息	0	0
雑損失	0	0
営業外費用合計	1	0
経常損失（△）	△1,712	△2,205
特別利益		
新株予約権戻入益	0	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
減損損失	335	31
関係会社株式評価損	―	51
特別損失合計	335	82
税引前当期純損失（△）	△2,048	△2,287
法人税、住民税及び事業税	8	6
法人税等調整額	56	―
法人税等合計	65	6
当期純損失（△）	△2,114	△2,293

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日) 金額(百万円)	構成比 (%)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日) 金額(百万円)	構成比 (%)
Ⅰ　当期商品仕入高		0	0.0	219	6.5
Ⅱ　労務費		1,390	39.7	1,167	34.7
Ⅲ　経費	※１	2,107	60.2	1,987	58.8
当期総費用		3,498	100.0	3,364	100.0
期末仕掛品棚卸高		―		192	
他勘定振替高	※２	―		20	
当期売上原価		3,498		3,152	

(注) ※１ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
支払手数料	1,505	1,577
外注費	277	137

※２ 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
工具、器具及び備品	―	17
仕掛品	―	3
計	―	20

(原価計算の方法)
当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,213	1,178	1,178	3,483	3,483	△0	5,875	1	5,877
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	0	0	0				1		1
当期純損失（△）				△2,114	△2,114		△2,114		△2,114
自己株式の取得						△0	△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								△0	△0
当期変動額合計	0	0	0	△2,114	△2,114	△0	△2,112	△0	△2,112
当期末残高	1,214	1,179	1,179	1,369	1,369	△0	3,763	1	3,764

当事業年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,214	1,179	1,179	1,369	1,369	△0	3,763	1	3,764
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	201	201	201				402		402
当期純損失（△）				△2,293	△2,293		△2,293		△2,293
自己株式の取得							－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								0	0
当期変動額合計	201	201	201	△2,293	△2,293	－	△1,891	0	△1,890
当期末残高	1,415	1,380	1,380	△924	△924	△0	1,872	2	1,874

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、持続的な成長と収益基盤の強化に向け、クラウド事業で培った技術力及び業務知見を活用し、オンプレミス型生成AIサービス「Sovereign GaiXer」を成長の柱とする事業構造への転換を進めております。現在は、同サービスの製品化を経て、販売・導入の拡大と業務に応じたアプリケーションの展開に経営資源を重点配分する事業転換期にあります。

一方で、当事業年度においては、「Sovereign GaiXer」の製品開発及び販売体制の立ち上げや、医療分野における生成AIサービスの販売本格化が当初の想定より遅れたことに加え、プロジェクト型サービスの受注未達等により、売上高が計画を下回りました。また、クラウド版「GaiXer」及びプロジェクト型サービスの売上水準に応じた人員及び組織体制の見直しが十分に進まず、固定費が高水準で推移したことが収益を悪化させております。この結果、前事業年度に引き続き、当事業年度においても、営業損失2,216百万円、経常損失2,205百万円及び当期純損失2,293百万円を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローも引き続きマイナスとなっております。このような状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消するため、2026年９月開催の取締役会で決議した2027年８月期事業計画に基づき、以下の対応策を進めてまいります。

①　固定費の削減及び事業規模に見合った経営体制への見直し

当社は、売上高の拡大による収益改善に加え、人件費、拠点関連費用及び業務委託費等の削減を進め、損益分岐点の引下げを図ってまいります。

人件費については、事業規模及び各事業の収益性に応じた人員体制の見直しと配置の適正化を進め、人件費関連費用の削減に取り組んでまいります。なお、顧客案件への要員配置により収益の確保が見込める場合には、有償稼働を優先し、収益性の改善を図ってまいります。

拠点関連費用については、2026年７月末に四日市事業所の一部フロアの賃貸借契約を終了しております。加えて、名古屋事業所の賃貸借契約を2027年３月の契約満了に伴い終了するとともに、東京本社の賃借区画の２分の１についても同月末で契約を終了する計画であります。これにより、2027年４月以降の家賃、共益費及び水道光熱費等の削減を見込んでおります。

併せて、業務委託人件費、役員報酬、採用費、支払手数料及び社内利用のソフトウエア・クラウドサービス利用料等の見直しを進めてまいります。

②　経営資源の重点配分及び収益力の改善

当社は、クラウド版「GaiXer」の売上水準に見合った人員及び組織体制への見直しを進めており、2026年７月には、同サービス担当人員の約半数を「Sovereign GaiXer」事業へ配置転換しております。

当事業年度中に製品化を完了した「Sovereign GaiXer」については、官公庁・自治体及び機微情報を取り扱う企業等における導入事例を活用し、直販及び販売代理店を通じた販売活動を推進してまいります。また、営業管理基盤を活用して案件の発掘から提案、受注及び納品までの進捗を可視化し、案件ごとの受注確度及び売上計上時期を管理することで、販売計画の実現性を高めてまいります。

クラウド版「GaiXer」及び既存事業についても、事業ごとの収益性を踏まえた経営資源の配分を進め、売上原価及び運営費用の適正化に取り組んでまいります。

③　事業計画及び資金繰りの管理

2027年８月期事業計画では、契約・受注の状況、見積提出状況及び過去実績等の根拠に基づく予算を経営管理の基準とし、新規施策等による成長目標とは区分して管理しております。

当該計画に基づき、売上高及び費用の進捗に加え、製品の仕入代金の支払い、売上代金の回収並びに拠点見直しに伴う支出及び敷金の返還等を反映した資金繰りを継続的に確認し、支出の適正化及び手元資金の確保に努めてまいります。

④　資金確保に向けた取り組み

当社は、安定的な事業運営及び上記対応策の実行に必要な資金を確保するため、費用削減を進めるとともに、事業計画の進捗及び資金繰りの状況に応じて、必要となる資金の額及び時期を精査しております。その上で、金融機関その他の関係先との協議を通じ、借入れその他の資金調達手法を含め、必要な資金の確保及び資金負担の平準化を検討しております。

しかしながら、上記の対応策は実施途上にあり、人員体制の見直し及び拠点関連費用の削減が計画どおりに進まない可能性があることに加え、「Sovereign GaiXer」等の受注及び売上計上の時期や規模には不確実性があります。また、資金確保に向けた協議及び検討についても、その実現の時期及び条件等には不確実性があります。これらにより、資金繰りが計画どおりに改善しない可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

１　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２　棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

３　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物付属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	６～18年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	３～15年

４　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５　引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

6　収益及び費用の計上基準

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約形態は主に準委任契約、請負契約に大別されます。主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 準委任契約

準委任契約は、主としてシステムエンジニア等の専門要員の労働力やライセンス利用等を契約期間にわたって顧客に提供するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しておりません。

準委任契約による取引については、顧客への役務提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、作業期間やライセンス利用等の役務の提供に応じて収益を認識しております。

(2) 請負契約

請負契約は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウエアを制作し顧客に納品するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しております。

請負契約による取引については、作業の進捗に伴い顧客に財又はサービスが移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度の測定には、主として期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

1　当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
繰延税金資産	―	―

2　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「第５ 経理の状況　１ 連結財務諸表等　(1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）繰延税金資産の回収可能性　２　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表関係)

※１　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
短期金銭債権	7百万円	74百万円

2　当座貸越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
当座貸越極度額	1,000百万円	1,000百万円
借入実行残高	―　〃	―　〃
差引額	1,000百万円	1,000百万円

(損益計算書関係)

※　関係会社との取引高

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
営業取引による取引高	5	156
営業取引以外の取引による取引高	1	5

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
子会社株式	51	－

(税効果会計関係)

１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
繰延税金資産		
減価償却費及び減損損失	68百万円	67百万円
賞与引当金	33　〃	6　〃
資産除去債務	45　〃	41　〃
関係会社株式評価損	－　〃	16　〃
繰越欠損金	536　〃	1,294　〃
その他	9　〃	9　〃
繰延税金資産小計	693百万円	1,435百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△536　〃	△1,294　〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△157　〃	△141　〃
繰延税金資産合計	－百万円	－百万円

２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)　６．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

（第三者割当による新株予約権の取得及び消却）

当社は、2026年９月10日開催の取締役会において、2025年12月29日にEVO FUNDを割当先として発行した第３回乃至第５回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「本新株予約権」といいます。）について、各本新株予約権の発行要項第14項第(１)号の規定に基づき、取得日に残存する本新株予約権の全部を取得すること、並びに取得した本新株予約権の全部を同日付で消却することを決議し、2026年９月30日付で取得及び消却いたしました。

詳細につきましては、連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（百万円）	当期償却額（百万円）	差引当期末残高（百万円）
有形固定資産							
建物	62	－	－	62	62	－	0
車両運搬具	2	－	－	2	2	－	0
工具、器具及び備品	132	39	－ (30)	141	141	8	0
その他	14	0	9 (0)	4	4	－	－
有形固定資産計	211	39	9 (31)	210	210	8	0
長期前払費用	－	6	0	5	－	－	5

(注) １．当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品　Sovereign GaiXer開発設備　27百万円

工具、器具及び備品　パソコン・ネットワーク設備　10百万円

２．当期減少額の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（目的使用）（百万円）	当期減少額（その他）（百万円）	当期末残高（百万円）
賞与引当金	109	20	109	－	20

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年９月１日から翌年８月31日まで
定時株主総会	毎年11月
基準日	毎年８月31日
剰余金の配当の基準日	毎年８月31日、毎年２月末日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱UFJ信託銀行株式会社 － 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://fixer.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 当社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７ 【提出会社の参考情報】

１ 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２ 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度　第16期(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)　2025年11月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類
2025年11月27日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書
第17期中(自　2025年９月１日　至　2026年２月28日)　2026年４月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書
2026年10月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書
2025年12月４日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類
新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行
2025年12月12日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書の訂正届出書
訂正届出書（上記(5) 有価証券届出書の訂正届出書）
2025年12月18日及び2025年12月23日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年11月26日

株式会社FIXER
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島　津　慎一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梶　野　　健

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社FIXERの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FIXER及び連結子会社の2026年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度においても、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローも引き続きマイナスとなっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

クラウドサービス事業における売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社グループは「クラウドサービス事業」の単一セグメントであり、当連結会計年度の連結損益計算書において売上高3,122百万円を計上している。注記事項（収益認識関係）に記載のとおり、このうち準委任契約に基づく収益は2,789百万円、請負契約に基づく収益は301百万円である。 注記事項「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) ４．(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、準委任契約に基づくサービスは、システムエンジニア等の専門要員の労働力やライセンス利用等を提供するものであり、作業期間等の役務の提供に応じて一定の期間にわたり収益を認識している。会社は、顧客の確認を受けた作業報告書等により各月の役務提供の実績を把握して売上を計上している。しかし、成果物の納入義務がなく役務が無形であるため、作業報告書等の入手が遅れた場合には、売上高が誤った期間に計上される可能性がある。また、請負契約に基づくサービスは、インプット法による進捗度に応じて収益を認識している。見積原価総額や契約対価は、仕様変更等に伴う追加・変更契約により事後的に見直されることがあり、見積原価総額の見直しには経営者の判断を伴う。契約変更の内容把握や会計処理への反映が適時かつ適切に行われず、売上高が適切な期間に計上されない場合には、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。 したがって、当監査法人は、クラウドサービス事業における売上高の期間帰属の適切性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、クラウドサービス事業における売上高の期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 売上高の期間帰属の適切性に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、特に以下の統制に留意した。 ・　準委任契約に基づくサービスについては、サービス提供事業部の責任者及び財務経理責任者による作業報告書等の確認に係る統制 ・　請負契約に基づくサービスについては、契約金額の確認並びに見積原価総額の算定及び見直しに係る承認統制 (2) 実証手続 ①　準委任契約に基づくサービスについて ・　年間の売上高から一定の基準によりサンプルを抽出し、作業報告書等に記載された作業期間及び顧客の確認日と、売上の計上月との整合性を確かめた。 ・　期末の売掛金残高のうち、一定の基準によりサンプルを抽出し、残高確認手続を実施した。さらに回答額と帳簿残高との差異について、その要因を検討した。 ・　期末日後に計上された売上の取消・修正仕訳を閲覧した。 ②　請負契約に基づくサービスについて ・　進行中及び完成したサービスについて、見積原価総額と実際発生額との比較及び差異分析を実施し、経営者の見積りの精度を評価した。 ・　当連結会計年度に進行した請負契約について、契約対価の変更の有無を確かめるとともに、社内において算定された収支計算表を閲覧し、必要に応じてサービス提供事業部の責任者へ質問することにより、契約対価及び見積原価総額に適時かつ適切に反映されていることを確かめた。 ・　取締役会及び決裁会議の議事録を閲覧し、見積原価総額の見直しが必要となる要因が生じていないことを確かめた。 ・　実際発生原価からサンプルを抽出して工数記録と照合し、進捗度を再計算した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**

・　経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社FIXERの2026年８月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社FIXERが2026年８月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。**
- **財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。**
- **内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(３)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月26日

株式会社FIXER
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島　津　慎一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梶　野　　健

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社FIXERの2025年９月１日から2026年８月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FIXERの2026年８月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度に引き続き、当事業年度においても、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローも引き続きマイナスとなっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

クラウドサービス事業における売上高の期間帰属の適切性
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（クラウドサービス事業における売上高の期間帰属の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。